

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成27年3月9日（月）

厚生労働省社会・援護局（援護）

資 料 目 次

	頁
第1 平成27年度社会・援護局援護関係予算（案）について -----	2
第2 平成27年度社会・援護局援護関係主要行事予定について -----	4
第3 戦後70周年における取組について-----	5
第4 社会・援護局（援護）の組織改正について-----	10
第5 昭和館・しょうけい館の活用促進について -----	11
第6 中国残留邦人等に対する支援について -----	12
第7 遺骨収集帰還等慰霊事業について -----	22
第8 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	25
第9 国内の民間建立慰霊碑調査について -----	26
第10 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給について -----	27
第11 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求促進等について -----	30
第12 援護システムの運用等について -----	32
第13 旧陸海軍関係恩給進達事務について -----	34
第14 旧令共済組合員に関する履歴証明等について -----	35
第15 旧ソ連抑留者等の資料調査について -----	36

参 考 資 料 目 次

		頁
第1	平成27年度予算(案)事項別内訳 (援 護 企 画 課)	38
第2	昭和館について (")	41
第3	しょうけい館について (")	42
第4	戦傷病者特別援護法関係統計表 (")	43
第5	中国残留邦人等の数 (中国残留邦人等支援室)	44
第6	中国残留邦人等に対する支援策 (")	45
第7	配偶者支援金 (中国残留邦人等の配偶者に対する支援策) (")	51
第8	中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧 (")	52
第9	中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移 (")	53
第10	都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要 (")	54
第11	厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の1年の流れ (")	56
第12	地域別戦没者遺骨収容概見図 (外 事 室)	57
第13	平成26年度戦没者遺骨収集帰還・慰霊巡拝実施状況 (")	58
第14	平成27年度戦没者遺骨収集帰還・慰霊巡拝等予定地域概見図 (")	62
第15	都道府県別DNA鑑定結果 (")	63
第16	戦没者遺骨の伝達実績 (")	64
第17	国内の民間建立慰霊碑調査について (外 事 室)	65
第18	平成27年度の援護年金額 (援 護 課 ・ 審 査 室)	66
第19	戦没者等の妻に対する特別給付金に係る制度案内送付者の状況 (援 護 課)	67
第20	戦没者等の妻に対する特別給付金未請求者の状況 (援 護 課)	68
第21	都道府県別援護年金受給者数 (審 査 室)	69
第22	旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表 (業 務 課)	70
第23	援護関係資料の国立公文書館への移管について (")	72
第24	未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表 (中国残留邦人等支援室) (調 査 資 料 室)	73
第25	旧ソ連抑留者登録カードによる抑留中死亡者特定数 (調 査 資 料 室)	74

說 明 資 料

第1 平成27年度援護関係予算(案)について

	【26年度予算】	【27年度予算案】
	32,555百万円	→ 30,335百万円
※社会・援護局(援護)計上分	20,590百万円	
※社会・援護局(社会)計上分	9,745百万円	

戦後70周年関連における取組(☆の事項)

2,388百万円

1 援護年金	<u>17,399百万円</u>	→	<u>14,576百万円</u>
	(受給人員 9,524人 → 8,351人)		
2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給			
☆ 支給事務経費 (支給対象件数 123万件)			<u>477百万円</u>
☆3 戦没者遺骨収集帰還の促進	<u>1,498百万円</u>	→	<u>1,649百万円</u>
(1) 硫黄島遺骨収集帰還事業	1,061百万円	→	1,060百万円
(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集帰還事業	437百万円	→	588百万円
ア 情報収集	235百万円	→	361百万円
イ 遺骨収集帰還	202百万円	→	227百万円
4 戦没者慰霊事業等	<u>721百万円</u>	→	<u>798百万円</u>
(1) 慰霊巡拝等	303百万円	→	279百万円
ア 慰霊巡拝	102百万円	→	105百万円
イ 慰霊碑の補修等	123百万円	→	98百万円
ウ 遺骨・遺留品伝達	16百万円	→	16百万円
エ 戦没者遺骨に係るDNA鑑定	62百万円	→	60百万円
(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業等	283百万円	→	369百万円
ア 慰霊友好親善事業	272百万円	→	351百万円
☆ 洋上慰霊の実施 (洋上慰霊参加者 400人)			<u>188百万円</u>
イ 民間建立慰霊碑等整理事業	11百万円	→	17百万円

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費 135百万円 → 150百万円

☆ 国費負担参列遺族の増員等 15百万円

国費負担参列遺族等の人数を各都道府県5名増員（うち、1名は18歳未満の遺族）

5 昭和館・しょうけい館事業 622百万円 → 678百万円

☆ 特別企画展の開催、展示内容の充実 59百万円

6 中国残留邦人等の援護等 11,295百万円 → 11,205百万円

(1) 中国残留邦人等に対する支援等 11,121百万円 → 11,058百万円

ア 支援給付の実施等 11,017百万円 → 10,856百万円

イ 配偶者支援金の支給 104百万円 → 187百万円

ウ 中国残留邦人等実態調査の実施 0 → 16百万円

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費22百万円を計上

(2) 戦没者等援護関係資料の整備 173百万円 → 146百万円

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

第2 平成27年度社会・援護局援護関係主要行事予定について

平成27年度の社会・援護局援護関係の主要行事予定は、下記の通り。

○ 式典

- ・ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を5月25日（月）に開催予定。
- ・ 全国戦没者追悼式を8月15日（土）に開催予定。
- ・ 援護事業功労者厚生労働大臣表彰の開催を11月下旬～12月上旬に開催予定。

○ 慰霊事業

- ・ 遺骨収集帰還等事業を、南方地域等で7地域、ロシア連邦等で6地域を1年通して実施予定。
- ・ 慰霊巡拝事業を、南方地域等で7地域、ロシア連邦等で5地域を6月下旬～2月下旬までに実施予定。
- ・ DNA鑑定で遺族が判明した遺骨については、順次遺族に伝達予定。

○ 中国残留邦人等支援

- ・ 中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議の開催を5月中旬に開催予定。
- ・ 日中共同調査により、中国残留孤児と認められた方がいる場合、その情報を公開する。（9～11月の予定）
- ・ 上記情報公開により、肉親情報があった場合、11月下旬以降、訪日対面調査を実施予定。

○ 事務打合せ等会議

- ・ 援護システム（国債）操作研修会の開催を4月中旬～5月下旬に開催予定。
- ・ 援護関係施行事務研修会の開催を6月下旬に開催予定。
- ・ 援護システム（JR）操作研修会の開催を11月上旬に開催予定。
- ・ 社会・援護局関係主管課長会議の開催を3月上旬に開催予定。

第3 戦後70周年における取組について

(1) 全国戦没者追悼式の見直し等について

閣議決定に基づき、毎年8月15日に政府主催で全国戦没者追悼式を開催しているが、御遺族を始め関係者が高齢化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ継承していくという観点から、当式典について以下の見直しを行う。

ア 国費参列遺族数の増員と若年世代の参列

全国戦没者追悼式に参列する遺族代表の旅費については、これまで各都道府県50名、合計2,350名を国費により負担しているところである。

参列遺族が高齢化していることを踏まえ、遺族の参列希望をできるだけ実現するという観点から、戦後70周年を迎える平成27年度においては、国費参列遺族数を各都道府県55名、合計2,585名に増員することを予定している。また、次世代への継承という観点から、55名のうち1名は18歳未満の遺族から選考することを予定している。

(参考)

【現 行】	【平成27年度予算案】
国費参列遺族 2,350名	国費参列遺族 2,585名
1都道府県当たり 50名	1都道府県当たり 55名(※)
	(※) うち18歳未満の遺族1名

イ 国費参列遺族の範囲の見直し

現在、国費参列遺族の範囲については、死没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹、死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者(ただし、死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者は夫婦で参列の場合に限る)としているところであるが、関係団体等からの要望を踏まえ、平成27年度においては、国費参列遺族の範囲及び配偶者の同伴規定を撤廃し、上記の人員の範囲内で都道府県が選考を行うこととする。選考に関するガイドラインは以下のとおり。

(国費参列遺族の選考に関するガイドライン)

(ア) 国費参列遺族のうち、少なくとも1名は18歳未満の遺族を選考する。
選考に当たっては、未参列の者を優先する。

(イ) (ア) による選考以外の遺族については、

- a 従来の国費参列遺族の範囲で未参列の者がいれば、その者を優先する。
- b 死没者1人に対し、国費参列遺族は、原則、各都道府県1人とする(死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者が夫婦で参列する場合の配偶者を除く。) なお、国費参列遺族数に満たない場合はこの限りでない。

ウ 若年世代による献花

次世代への継承という観点から、従来の遺族代表に加えて、18歳未満の参列者の代表6名程度に式典で献花していただく予定としている。

献花者の選考方法については別途連絡することとしている。

厚生労働省としては、上記の取組を行うこととしているが、今回の見直しの趣旨を踏まえ、若年世代の遺族も含めた国費参列遺族の選考が円滑に行われるようご協力を願いたい。

(今後の主な予定)

3月下旬・・・(国費対象か否かを問わず全体の) 参列予定人員登録依頼通知発出
※若年世代の遺族の参列予定人員を内数として明記していただく
予定としている。

5月上旬・・・都道府県より参列予定人員登録

6月上旬・・・遺族代表選考依頼通知発出

7月上旬・・・都道府県より遺族代表名簿登録

(2) 特別企画展の開催について

平成 27 年度は戦後 70 周年の節目に当たり、国民の援護事業への関心が高まることを踏まえ、昭和館、しょうけい館、平和祈念展示資料館の三館が連携し、戦中・戦後の労苦を次世代へ継承していくことを目的としたイベントとして、出張展示と三館に関連する戦争体験者の著名人等による講演会を東京都、長野県、和歌山県の 3 会場で実施する予定である。

○東京都開催

会 場 千代田区日比谷図書文化館
展示期間 平成 27 年 8 月 14 日（金）～24 日（月）
講演会 平成 27 年 8 月 22 日（土）

○長野県開催

会 場 ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）
展示期間 平成 27 年 10 月 17 日（土）～27 日（火）
講演会 平成 27 年 10 月 23 日（金）

○和歌山県開催

会 場 和歌山県民文化会館
展示期間 平成 27 年 10 月 31 日（土）～11 月 8 日（日）
※10 月 31 日～11 月 2 日までは昭和館のみの展示
講演会 平成 27 年 11 月 4 日（水）

【依頼事項】

上記取組に関して、後日、ポスター等の広報用資料を作成するので、小中高等学校、関係団体をはじめ幅広く周知していただくようご協力をお願いしたい。

※参考

○昭和館（厚生労働省委託事業）

国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代の人々に伝えていくための施設である。常設展示室での実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催し、また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

所在地 東京都千代田区九段南 1-6-1

電話番号 03-3222-2577

ホームページアドレス <http://www.showakan.go.jp>

○しょうけい館（厚生労働省委託事業）

戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、次世代にその労苦を伝えることを目的とした施設である。昭和館と同様に常設展示室での展示や企画展、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

所在地 東京都千代田区九段南 1-5-13 ツカキスクエア九段下

電話番号 03-3234-7821

ホームページアドレス <http://www.shokeikan.go.jp/index.html>

○平和祈念展示資料館（総務省委託事業）

先の大戦における、いわゆる恩給欠格者を含む兵士、戦後強制抑留者および引揚者の労苦について、国民の理解を深めるための施設。

所在地 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 48 階

電話番号 03-5323-8709

ホームページアドレス <http://www.heiwakinen.jp>

（3）戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給について

戦後 70 周年に当たる平成 27 年には、現在償還中の特別弔慰金が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表するため、法改正を行い、特別弔慰金の支給を継続する予定である（平成 27 年 2 月 24 日「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案」を国会に提出）。その内容は、遺族の高齢化等を踏まえ、償還額を年 5 万円に増額するとともに、5 年償還の国債を 5 年ごとに 2 回交付するものである。

（詳細は「第 10 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給について」参照）

(4) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業における洋上慰霊の実施

ア 慰霊友好親善事業の概要

戦没者遺児による慰霊友好親善事業は、戦没者遺児が旧戦域を訪れ、現地の人々と戦争犠牲者という共通の立場で友好親善を図りつつ戦争犠牲者の慰霊追悼を行う事業である。この事業は、民間団体に対して補助金を交付して実施することとしている。

イ 洋上慰霊の実施について

平成27年度は戦後70周年という節目の年に当たることから、その記念事業として、船舶の借上げによる洋上慰霊を実施する。

ウ 本事業の周知について

平成27年度事業の実施前に、洋上慰霊を含む平成27年度慰霊友好親善事業の年間計画等を記載したポスター、パンフレットを各都道府県に配布するので、本事業の周知について協力願いたい。

【参考】洋上慰霊の概要

○平成27年度予算額(案) 188百万円

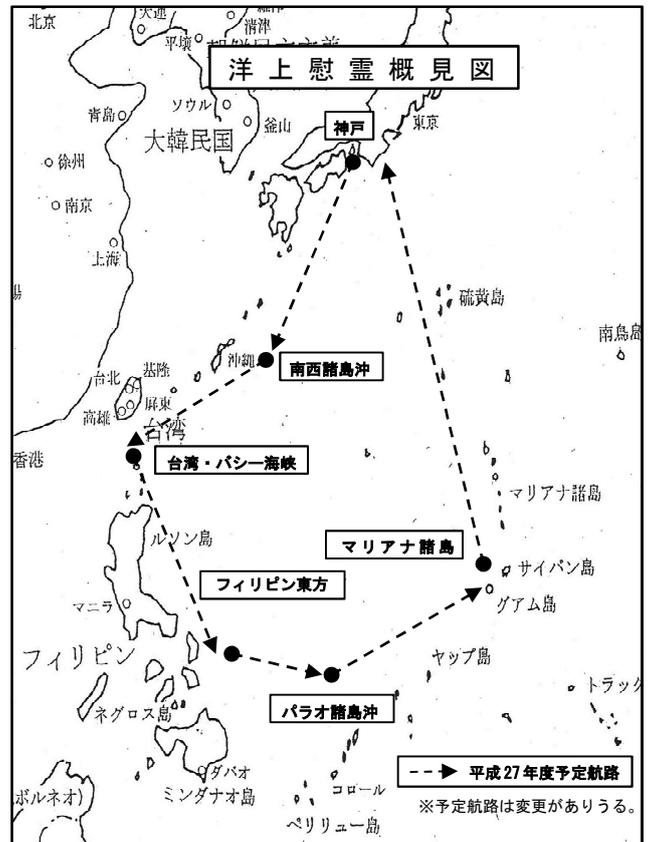
○参加予定人員 400名程度

○洋上慰霊実施予定地域

南西諸島、台湾・バシー海峡、

フィリピン東方、

中部太平洋(パラオ諸島、マリアナ諸島)



第4 社会・援護局（援護）の組織改正について

平成27年度は戦後70周年を迎えることとなり、戦没者遺族等の関係者が高齢化する中、未だ帰還していない戦没者遺骨の早期の帰還を実現する観点から、遺骨収集体制の強化等を図るための組織改正を行うこととしているので、御了知願いたい。

なお、今回の改正に伴う事務の変更点については、追って通知することとしているので、格段の御配慮・御協力をお願いしたい。

○ 改正内容

(1) 援護企画課外事室の「課」への引上げ

遺骨収集体制の強化を図るため、遺骨収集帰還事業等を所掌している現行の援護企画課外事室を「課」に引き上げ、企画部門の「課」と事業実施部門の「室」を新設する。

(2) 援護課及び業務課の統合

外事室を「課」に引き上げることに伴い、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の業務を所掌している援護課と、旧陸海軍に関する恩給進達等の業務を所掌している業務課を統合する。

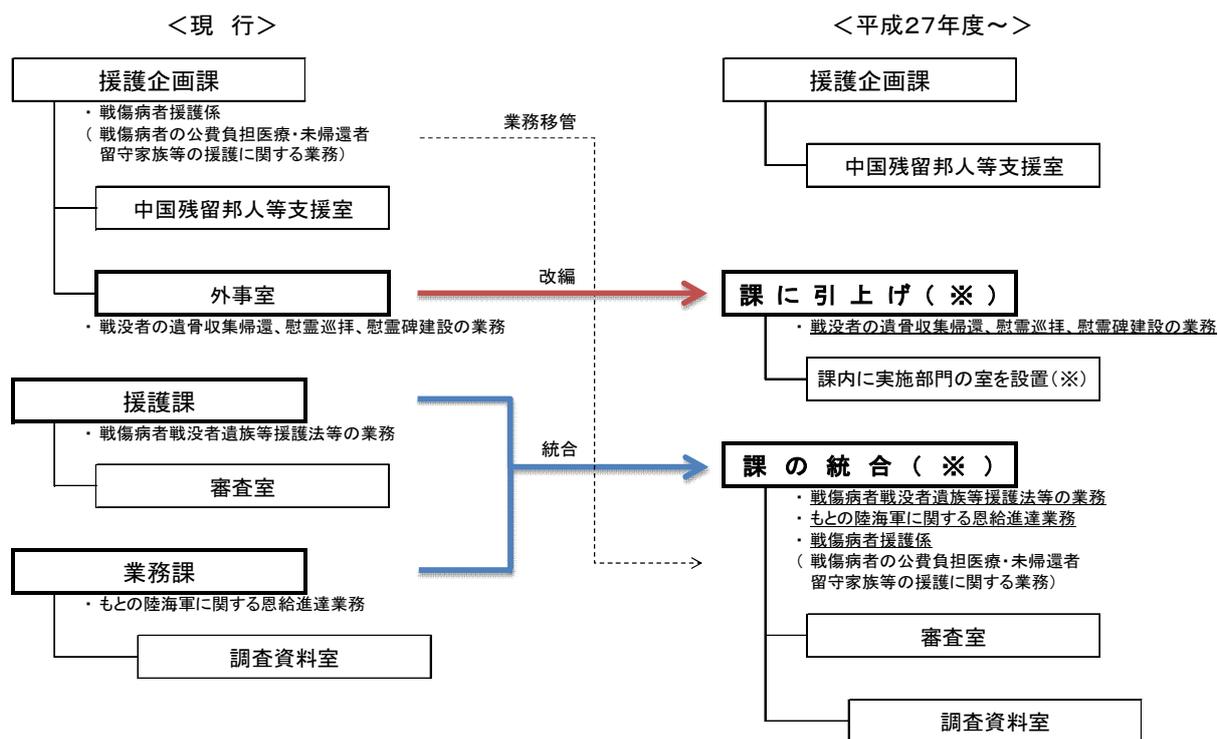
(3) 援護企画課の所掌事務の変更

援護企画課が所掌する戦傷病者、未帰還者留守家族等の援護に関する事務を、援護関係法令に基づく給付に関する事務の所掌を一元化する観点から、(2)の統合する課の所掌とする（援護企画課戦傷病者援護係を(2)の統合する課に移管）。

○ 施行期日

平成27年4月1日

<改正イメージ>



第5 昭和館・しょうけい館の活用促進について

<昭和館>

- 昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 特別企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～8月）に特定のテーマについて企画展を開催
 - ・ 地方巡回特別企画展（毎年、都道府県等の協力を得て開催）
平成27年10月17日～27日（長野県）で開催予定。
平成27年10月31日～11月8日（和歌山県）で開催予定。
※平成27年度は戦後70周年事業としてしょうけい館、平和祈念展示資料館と連携し開催
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 常設展示室入場料（その他特別企画展等は無料）
小・中学生無料、高校・大学生150円、大人300円（その他割引制度あり）
次世代への継承という観点から、小・中学生の来館を促進するために、小・中学生の常設展示室入場料を平成27年度（4月）から無料とする。

<しょうけい館>

- しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集、保存し、展示することにより、次世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催
 - ・ 地方展（平成27年度からの新規事業）
平成27年10月17日～27日（長野県）で開催予定。
平成27年11月3日～11月8日（和歌山県）で開催予定。
※平成27年度は戦後70周年事業として昭和館、平和祈念展示資料館と連携し開催
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 入館料：無料

<依頼事項>

- 次世代への継承という観点から、小中学生、高校生等の来館促進に向け、修学旅行、社会見学等の訪問対象とすることについて、教育部門への働きかけをお願いしたい。

第6 中国残留邦人等に対する支援について

I 地域社会での支援の実施

1 自立支援通訳等の派遣について

(1) 自立支援通訳等の派遣

- 中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する機会が増加していることから、今後も引き続き関係機関と連携を図り、中国残留邦人等がサービスを受ける際に不便が生じないように自立支援通訳等の派遣に重点を置いた支援をお願いしたい。
- 今後も自立支援通訳のニーズが増えることが見込まれるので、中国残留邦人等のニーズに応じた円滑な派遣方法等について先進的な取組を行っている自治体について、5月に予定している中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議で情報提供を行う予定である。なお、各自治体においても、情報交換等を積極的に行い、必要な自立支援通訳等が確保出来るよう実施体制について検討願いたい。

(2) 支援・相談員の配置

- 支援・相談員は中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援するなど、多岐にわたる業務を行い、重要な役割を果たしており、中国残留邦人等の期待も大変大きいものがある。
- 国で示している配置基準はあくまでも目安であること、報酬等の基準は各自治体の規定に基づくことを踏まえ、適切な配置をお願いしたい。

2 地域生活支援事業等の活用

- 中国残留邦人等の平均年齢が70歳を超え高齢化し、介護サービスを利用する機会が増加していることを踏まえ、安心して介護サービスを利用出来るよう地域生活支援事業を活用し、支援を行っていただきたい。(参考2の3、4)
- また、健康で安心した生活を継続できるよう介護予防事業や交流事業を行っていただきたい。

3 公営住宅の住替え

- 中国残留邦人等が高齢化し、持病の悪化、身体機能の低下等により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要が高い。
- 住替えを希望する中国残留邦人等に対し、高齢化や個々の置かれた事情等を勘案し、引き続き公営住宅管理部局と十分連携し、良質な住環境の確保に努めていただきたい。
(参考2の5)

4 二世、三世の就労支援

- 中国残留邦人等の二世、三世については、日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られる。
- このような状況を踏まえ、各自治体におかれては、「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について(依頼)」(平成26年12月1日付け社援支発1201号第1号中国残留邦人等支援室長から各都道府県、政令市、中核市民政主管部(局)長あて通知)を参考に、就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の設置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定就労を実現できるよう更なる取組をお願いしたい。(参考2の6)
- 自治体で取り組んでいる就労支援事業の好事例があれば情報提供願いたい。

5 「中国残留邦人等地域生活支援事業」の交付の考え方について

- 平成27年度の補助率は10/10であるが、先般、各自治体からご提出いただいた平成27年度の各自治体の所要見込の合計額が、予算案の額を大きく上回っていることから、支援策の継続性や有用性などを勘案のうえ必要額について協議を行う予定である。
- 具体的な交付方針等については、今後提示する予定であるが、事業策定にあたっては、以下に留意願いたい。

(「中国残留邦人等地域生活支援事業」の交付方針案)

- ①「自立支援通訳等派遣事業」及び「中国残留邦人等の二世、三世への就労支援に資する事業」については優先的に採択する予定。
- ②その他の事業(特に「地域で実施する日本語交流事業」、「関係職員等研修・啓発事業」や「身近な地域での日本語教室支援事業」)については、地域のニーズ、事業効果、実績等を踏まえ支援策の継続性や有用性などを勘案しながら、必要額について協議を行う予定である。
- ③予備的な経費の確保を目的にした経費等の計上は認めない。
- ④各自治体において優先順位を設定することとし、優先順位の上位の事業のみを採択することを検討中。

6 その他

○ 中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウムの開催

厚生労働省では、中国残留邦人等への地域住民の理解を深めるための普及啓発を目的として毎年、各地で「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催している。

平成27年度は、京都府(京都市)において開催を予定しているの、特に近隣自治体には、幅広く広報・周知等にご協力をお願いしたい。なお、同シンポジウムへの小中学校児童・生徒の参加については、京都府教育委員会及び京都市教育委員会に対して協力依頼を发出しているの、参加周知にご協力をお願いしたい。

(参考)平成26年度シンポジウム(神奈川県横浜市)

(ポスター)



(演劇)



(パネルディスカッション)



○ 中国残留邦人等実態調査の実施について

平成27年度は、中国残留邦人等の生活実態を把握し、支援施策に関する基礎資料を整備する目的で、中国残留邦人等実態調査を実施する予定であるの、実施の際は、改めて依頼することとしているが、各自治体に配置している支援・相談員等のご協力をお願いしたい。

○ 一時金の申請指導等について

中国残留邦人等に満額の老齢基礎年金等を支給するための一時金は、権利を取得した日から5年経つと申請ができなくなるため、厚生労働省では、一時金の申請期限を迎える者及び新たに永住帰国した者に対する申請案内等、時効失権の防止に努めているが、各自治体には引き続きご協力をお願いしたい。

Ⅱ 支援給付及び配偶者支援金の支給

1 平成27年度における支援給付に係る主な留意点

(1) 高齢化への対応について

支援給付受給者は高齢者の構成となることから、以下のような視点で定着後の生活支援を実施するようお願いしたい。

- 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- 介護保険法に定める要介護(要支援)の状態と考えられる者については、要介護(要支援)認定申請が検討されているか。
- 必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者自立支援給付などの制度活用は図られているか。
- 配偶者の年金等の受給の可否が検討されているか。

(2) 生活保護基準の見直しへの対応について

- 生活保護基準の見直しが行われる予定であり、これに伴い当該基準を用いている支援給付の基準も昨年同様変更される予定である。
- 上記以外については、支援給付制度の運用の取扱い等において大きな変更等はなく、その実施に当たっては、生活保護制度の例によりながら、従来どおり特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための配慮を行いつつ、懇切丁寧に行う予定である。

なお、生活保護制度見直しの詳細については、当局保護課の主管課長会議資料を参照願いたい。

平成27年度の生活扶助基準の改定については「支援給付関係参考資料(参考3)」

(3) 年金額等の引き上げに伴う留意点について

- 老齢基礎年金の支給額について、平成27年4月に0.9%の引き上げが行われる。これを受け、支援給付受給者が受給する年金額が平成27年6月支給分から引き上げられることから、平成27年2月7日事務連絡でお知らせしたとおり、次の点に留意願いたい。
 - ・ 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の月額が引き上がることにより、控除額の変更を要すること。
 - ・ 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の額を超える公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
 - ・ 特定中国残留邦人等の配偶者に支給される公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
- 収入認定の際には、支援給付受給者の年金振込通知等により金額を確認すること。

(4) 医療支援給付について

- 電子レセプトを活用したレセプト点検について
 - ・ 今年度12月末時点での、電子レセプト管理システムの導入状況及び活用状況について調査を実施したところ、導入していない実施機関は14.6%であった。導入していない実施機関については、業者委託による審査の活用を指導するなど、医療支援給付の適正化に協力願いたい。

また、導入している実施機関は85.4%であったが、このうちレセプト審査に活用していない実施機関が4.3%あった。については同システムを導入したものの、活用されていない実施機関については、積極的な活用を指導願いたい。

○ 後発医薬品の一層の周知について

- ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、その中で「平成30年3月末までに、後発医薬品の数量シェアを60%以上にする」という目標を掲げ、後発医薬品の使用促進のための施策に積極的に取り組んでいる。
- ・ 「後発医薬品のしおり」を平成26年5月に送付しているところであるので、支援給付受給者に後発医薬品の使用について理解を求めよう、同しおりを用いて支援・相談員から懇切丁寧に説明し、従来通り引き続き一層の周知を願いたい。
また、電子レセプトシステムを導入している実施機関におかれては、閲覧機能により投薬状況から、後発医薬品及びそれ以外の医薬品の調剤状況を調査することが可能であるので、積極的に活用願いたい。

後発医薬品の使用促進取組事例

電子レセプト管理システムを活用し、先発医薬品の調剤を処方されている対象者を抽出し、対象者に対し家庭訪問時等にパンフレットを用いて案内を行うとともに、後発医薬品への切替について同意を得られた場合は調剤薬局宛用紙を渡し、必要事項を記入の上、調剤薬局に提示するよう助言している事例があった。

2 配偶者支援金について

平成26年10月から、中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者(中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者)に対して支援給付に加えて、配偶者支援金を支給(満額の老齢基礎年金の3分の2相当額を支給)している。

(1) 平成27年度の配偶者支援金の支給額について

平成27年度の年金額が引き上げとなることに伴い、平成27年度の配偶者支援金の支給額が平成27年4月から変更となるので留意願いたい。

配偶者支援金支給額

平成26年10月～(月額) 42,933円

↓

平成27年4月～(月額) 43,338円(+405円)

(2) 配偶者支援金の制度案内について

厚生労働省で作成したリーフレットを使用して、今後も申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し申請の案内及び指導をお願いしたい。また、中国残留邦人等の死亡後に支給対象となる特定配偶者と見込まれる者の世帯に対し、毎年6月の支援給付の収入申告時等において、個別に配偶者支援金の制度案内を行うよう、引き続き協力をお願いしたい。

Ⅲ 支援給付施行事務監査

1 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について

(1) 平成27年度における監査について

○ 都道府県・指定都市本庁が行う実地監査について、都道府県・指定都市本庁は、4年に1度行うことになっている(実施機関にとっては、4年に1度監査が行われることになる)。平成27年度は、支援給付の適正な運用が図られるよう引き続き管内の実施機関に対し実地及び書面により支援給付施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。

○ 特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、以下の例のように多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査計画の策定、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言指導を行うようお願いしたい。

(例) 生活保護制度とは異なる取り扱い

- ・ 収入認定について、老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは収入認定しない
- ・ 資産の保有について、預貯金・手持ち金等について一定額の保有を認める
- ・ 生計を別にする子供や孫に対しては原則として直接扶養照会を行わない
- ・ 親族訪問や墓参等を目的とした2ヵ月程度の中国や樺太等を訪問する時は、その渡航に要した費用は収入認定を行わない など

(2) 監査実施上留意すべき点について

○ 平成26年度に厚生労働省が実施した監査で問題点の多かった事項など全般的な状況を本年5月中にとりまとめ、示したいと考えているが、以下の事項が多く見受けられた。

- ① 収入申告書が定期的(毎年6月)に徴取されていない事例
- ② 1年以上の長期にわたり家庭訪問が実施されておらず、生活実態等の把握がされていない事例

- ③ 障害者総合支援法第58条の適用など他法他施策の活用がされていない事例
 - ④ 頻回受診・重複受診が疑われる者について、嘱託医への協議等による確認が行われていない事例
- 平成27年度に都道府県・指定都市本庁が行う監査では、同様の問題があると認められる実施機関に対し、以下の点に留意して支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。
- ① 収入申告について収入申告書の定期的(毎年6月)な徴取を徹底し、毎年6月以降の課税資料の閲覧が可能な時期に速やかに、対象となる全世帯全員に課税状況調査を実施し、多額の支援給付費の返還金・徴収金の発生を防止し、特に、企業年金の申告漏れがないよう助言指導願いたい。
 - ② 家庭訪問について、支援給付受給者のニーズの把握を主眼に、少なくとも支援給付開始後の家庭訪問(入院入所者の病院等への訪問を含む。)は1年に1回以上行うよう助言指導願いたい。
 - ③ 他法他施策の活用について、特に、うつ病や認知症にかかる障害者総合自立支援法の自立支援医療(精神通院医療)の優先活用及び配偶者の年金受給権等の確認などを指導願いたい。
 - ④ 医療支援給付については、頻回受診・重複受診が疑われる者について、嘱託医への協議等による確認が適切に行われるよう助言指導願いたい。

2 厚生労働省が実施する監査について

(1)平成27年度における監査計画等

(ア)実地監査

- 平成27年度の実地監査は、20程度の都道府県・指定都市を予定している。
- 日程等は、各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき調整等を行い、実地監査に入る実施機関を決定し、4月中にお知らせしたいと考えている。

(イ)書面監査

- 平成27年度の本面監査は、実地監査の対象とならなかったすべての都道府県・指定都市に対して実施する。

(2) 支援給付施行事務監査資料

- 支援給付施行事務監査資料は、様式が確定し次第通知するので、変更後の様式で、監査実施通知に記載された期限までに提出するようお願いしたい。

(3) 監査関係提出資料等

- 事前協議資料：平成27年4月10日提出(予定)
- 都道府県・指定都市が実施した平成26年度の監査結果報告：平成27年7月末提出
- 支援給付施行事務監査資料：実地監査対象は監査日2週間前提出
書面監査対象を決定し次第連絡する。

※ 提出期限については遵守願いたい。

第7 遺骨収集帰還等慰霊事業について

1 遺骨収集帰還事業について

(1) 南方地域等での遺骨収集帰還等事業

平成27年度の南方地域等への遺骨収集帰還等事業は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ、⑥沖縄、⑦硫黄島の7地域を計画している。

その他、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を実施することになっている。

○ 海外未送還遺骨の情報収集事業

遺骨収集帰還事業は、戦友の方々や現地政府等から提供された情報に基づき実施してきたが、特に南方地域等で遺骨情報が減少してきているなどの事情がある。

そのため、現地に詳しい民間団体等の協力を得て集中的な情報収集を実施しており、平成27年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシアでの実施を計画している。

○ 硫黄島での遺骨収集帰還事業

硫黄島での遺骨収集帰還事業は、国内で最多数の遺骨が未帰還であることから、積極的な遺骨収容を実施しており、平成27年度は、滑走路地区及び硫黄島東部から西部の外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施することになっている。

○ フィリピンでの遺骨収集帰還事業

フィリピンでの遺骨収集帰還事業は、フィリピン人の遺骨が混入しているとの報道を受け、検証を行い、平成23年10月に結果を公表。現在、事業を一時中断しているが、今後、事業の見直しを踏まえた覚書をフィリピン政府との間で締結した後、事業を再開することになっている。

○ パラオでの遺骨収集帰還事業

パラオでの遺骨収集帰還事業は、民間団体等から得た遺骨情報に基づき、今後、計画的に事業を実施していくことにしている。

(2) 旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集帰還等事業

平成27年度のロシア連邦等への遺骨収集帰還等事業は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州、④アムール州、⑤ユダヤ自治州、⑥ブリヤート共和国の6地域を計画している。

※ 各都道府県は、仮に遺族、団体、協力者等から埋葬地などの情報が得られたときは速やかに、援護企画課外事室まで連絡するようお願いしたい。

2 慰霊巡拝事業について

遺骨収集帰還事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れて、政府主催の現地追悼式を実施している。

参加遺族の国庫補助対象者については、遺族が高齢化していること及び遺族の参加希望をできるだけ実現するという観点から、戦後70周年を迎える平成27年度においては、これまで弾力的運用を適用してきた遺族（参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪）についても、国庫補助対象者とすることを予定している。

なお、具体的な選考基準等は本年4月上旬に示す予定である。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成27年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③インドネシア、④パラオ、⑤北ボルネオ、⑥中国、⑦硫黄島の7地域で実施を計画している。

◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度から、遺族がより参加しやすいよう実施回数3回、延べ300人の実施体制を組んでおり、平成27年度も継続して実施することになっている。

(2) 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

平成15年度からロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。

平成27年度は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③ザバイカル地方、④イルクーツク州、⑤ウズベキスタン共和国の5地域での実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう、平成27年2月19日付け事務連絡で各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせしている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

3 慰霊碑に関する事業について

(1) 慰霊碑の維持管理等事業

旧戦域ごとに中心となるべき地（硫黄島及び海外14か所）に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域で遺骨収容を実施することができない地域に小規模慰霊碑を建立することとしている。

(2) 民間建立慰霊碑等整理事業

民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理が不良なものについて、建立者の特定、維持管理の指導を行う。また、必要に応じ、整理事業を実施することとしている。

また、平成27年度から民間団体等が国内に建立した日本人戦没者の慰霊碑について、3カ年計画で現地調査を行うこととしている。

※ 海外民間建立慰霊碑のうち、調査の結果、建立者が不明の慰霊碑について、厚生労働省ホームページに掲載し、建立者の情報提供を求めているので、都道府県には関係者への周知などの協力をお願いしたい。

また、国内民間建立慰霊碑については、平成27年度から民間団体等の協力を得て、現地調査を行うこととしているので、関係都道府県には協力をお願いしたい。

第8 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1 DNA鑑定について

- 戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

- 平成11年から平成27年1月末までに、関係遺族約9,700人にお知らせを送付し、約2,150人から申請があった。鑑定の結果、993柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に伝達している。

- 平成26年度に帰還した遺骨については、平成27年度内に推定される関係遺族にお知らせを送付する予定である。

【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、①死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、②遺族から適切な検体が提供され、③遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、希望する遺族に対して全額国庫負担でDNA鑑定を実施している。

2 遺骨及び遺留品の伝達について

- DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

- 地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

- なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

第9 国内の民間建立慰霊碑調査について

国内における民間建立戦没者慰霊碑については、都道府県に対し、管内の民間建立戦没者慰霊碑の管理状況等について調査を依頼したところであるが、その結果、先の大戦前からのものを含め約1万3千基の慰霊碑があり、その内、約7千基が管理良好、約6千基が管理不良・管理状況不明との回答であった。

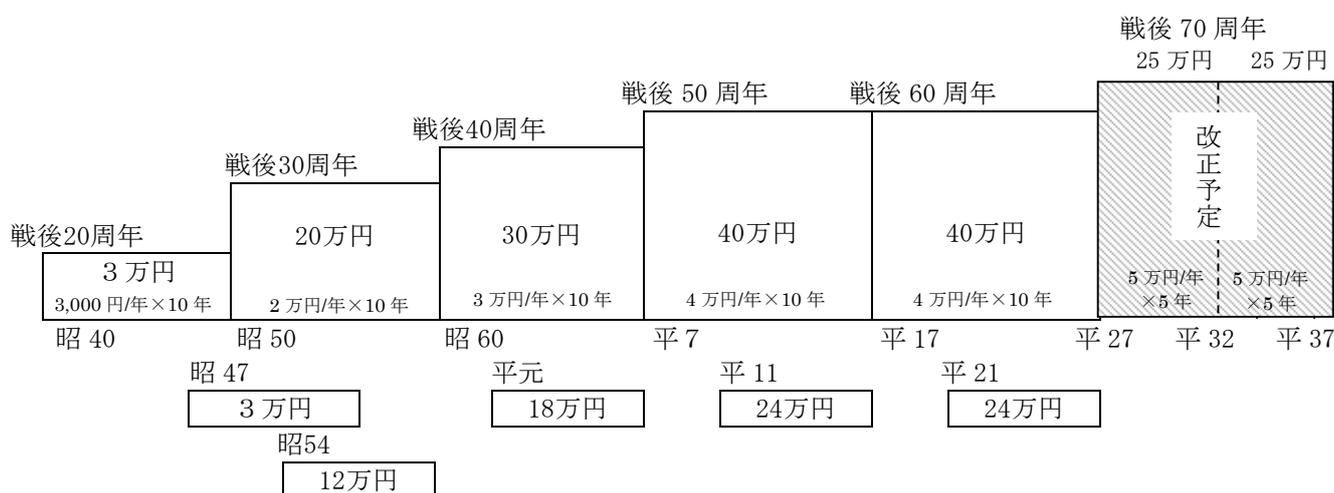
平成27年度から3カ年計画で、民間団体等の協力を得て実態調査を行うこととしている。

関係都道府県には、今後、実態調査を行うに当たり、慰霊碑の建立場所等の情報提供などについて協力願いたい。

第10 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給について

(1) 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年といった特別な機会をとらえ、国として「弔慰」(死者を弔い、遺族を慰めること)の意を表するため、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している。
(昭和40年制度創設)



(2) 改正の内容

ア 改正の趣旨

戦後70周年に当たる平成27年には、現在償還中の特別弔慰金が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表するため、法改正を行い、特別弔慰金の支給を継続する予定である。その内容は、遺族の高齢化等を踏まえ、償還額を年5万円に増額するとともに、5年償還の国債を5年ごとに2回交付することとしている。

イ 改正の内容

- ① 平成 27 年 4 月 1 日における戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金（5 年償還（償還額：年 5 万円）の記名国債）を支給する。
- ② 平成 32 年 4 月 1 日における戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金（5 年償還（償還額：年 5 万円）の記名国債）を支給する。

ウ 施行期日

イの①については、平成 27 年 4 月 1 日

イの②については、平成 32 年 4 月 1 日

（3）平成 27 年度政府予算案（事務委託費）

戦後70周年の特別弔慰金に係る事務委託費として、3.9億円を計上。

※詳細は、平成 27 年 1 月 14 日付け各都道府県民生主管部（局）宛事務連絡

「各種特別給付金及び特別弔慰金関係の平成 27 年度政府予算案について」参照。

（4）裁定事務及び制度の周知

法成立後、請求者からの請求について適切に裁定できるよう、配慮いただきたい。
また、当省における特別弔慰金についての広報実施予定は以下のとおりであり、当省から各都道府県主管課宛てに制度案内のポスター及びリーフレットを送付する予定である。各都道府県におかれては、これらを積極的に活用するとともに、各都道府県の広報誌に掲載する等、制度の周知に努めていただきたい。

（参考）特別弔慰金に関する広報実施予定

実施内容	媒体	実施時期
・都道府県、市区町村の請求窓口におけるポスターやリーフレットによる広報	ポスター、リーフレット	4 月～
・日本遺族会に対し遺族への制度周知依頼	会報等	4 月～

<ul style="list-style-type: none"> ・新聞広告、ラジオ等による一般向け広報 	新聞、ラジオ等	6月～8月
<ul style="list-style-type: none"> ・現在の受給者に対し、現在償還金を受け取っている郵便局においてリーフレットの配布等による個別案内 	リーフレット	6月～8月
<ul style="list-style-type: none"> ・新規受給者となる可能性のある遺族年金・恩給失権者の遺族に制度案内を送付 	リーフレット	8月

第 1 1 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求促進等 について

○ 平成 25 年の改正法において、戦没者等の妻に対し、平成 25 年度以降も継続して特別給付金を支給できるよう改正。

※ これまで 10 年ごとに法律を改正し、継続支給。国債の額面は継続回数に応じて異なる。

国債の額面：初回 20 万円、継続 1 回目 60 万円、継続 2 回目 120 万円、
継続 3 回目 180 万円、継続 4 回目 200 万円、継続 5 回目 200 万円

※ 継続回数等に応じた国債の記号により請求期間は異なる。

(例)・平成 25 年 4 月 1 日において、前回の特別給付金の受給権を取得した日から 10 年を経過した者：平成 25 年 6 月 12 日～平成 28 年 6 月 13 日
・平成 25 年 10 月 1 日において、前回の特別給付金の受給権を取得した日から 10 年を経過した者：平成 25 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日

〈これまでの取組〉

○ 平成 25 年 6 月の法施行後、総務省等の協力も得ながら、恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金等の受給者データを活用し、特別給付金の対象となり得る可能性のある者に対し、当省から個別案内（氏名、住所等を印字した請求書を同封）を送付。（平成 27 年 1 月末現在、約 46,400 人）

※ なお、継続回数が不明であるため、対象となる国債の記号を特定できなかった者（約 2,000 人）に対しては、平成 26 年 1 月に制度案内を送付。このうち、制度案内送付後に国債の記号を特定できた者（平成 27 年 1 月末現在、858 人）に対しては、国や都道府県から改めて個別案内を実施。

【参考】資料 19「戦没者等の妻に対する特別給付金に係る制度案内送付者の状況」
参照

○ 平成 26 年 11 月、個別案内を送付した対象者のうち、未請求者 3,155 人（受給権がないことが判明した者を除く。）のリストを都道府県に送付し、個別の請求案内の実施を依頼。

【参考】資料 20「戦没者等の妻に対する特別給付金未請求者の状況」参照

- これらの取組の結果、平成 27 年 1 月末現在、43,720 人から請求受付。

〈今後の取組〉

- 各都道府県においては、平成 26 年 11 月に送付した未請求者リストに基づき、引き続き個別の請求案内を実施していただきたい。(本年 6 月末における未請求者ごとの請求案内結果を照会予定)
- ※ 平成 26 年 12 月に都道府県に照会した結果、302 件は請求済。
- ※ 本年夏にその時点での未請求者に対し、厚労省から改めて個別案内(氏名、住所等を印字した請求書を同封)を送付予定。
- 平成 26 年 1 月に制度案内を送付した者(約 2,000 人)のうち、国債の記号特定が終了していない者(約 1,100 人)については、平成 26 年 2 月に送付した事務処理手順(「制度案内対象者から照会があった場合の事務処理について」)に沿って、引き続き戦没者情報の取得、国債特定の調査等を行っていただきたい。

第12 援護システムの運用等について

1 援護システム更改について

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項の規定により個人番号を利用することとなる別表第一に掲げる以下の法律に関する事務については、平成28年1月より施行されることとなっている。

これらの事務を支援する援護システムにおいては、個人番号の入力、保存及び表示等を可能とし、また、個人番号の保有に際し、セキュリティ向上を図るためのシステム更改を行う予定である。

【 個人番号を利用する事務 】

対象法律	対象事務
戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和27年法律第127号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付支給請求の受理、審査、応答事務 ・ 受ける権利に係る届出等の受理、審査、応答事務 ・ 受けている者に係る届出の受理、審査、応答事務 ・ 年金証書等の再交付
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和38年法律第61号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別給付金支給請求の受理、審査、応答事務
戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦傷病者手帳に関する事務 ・ 法第9条の援護請求の受理、審査、応答事務
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 (昭和40年法律第100号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別弔慰金支給請求の受理、審査、応答事務
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和41年法律第109号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別給付金支給請求の受理、審査、応答事務
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 (昭和42年法律第57号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別給付金支給請求の受理、審査、応答事務

- なお、システム更改の詳細スケジュール等については、平成27年4月以降に連絡する予定である。

2 援護システムの運用管理について

- 援護システムは、全データを政府共通プラットフォームに保存し、各都道府県等に設置している端末からブラウザを用いてデータの参照及び更新等を行う仕組みとなっている。

各都道府県におかれては、援護システム運用管理規程に準拠した対策を講じる等して確実に情報セキュリティを確保するとともに、関係通知等（参考）による情報セキュリティ管理を含めた個人情報の取扱いについて、引き続き一層の留意をお願いしたい。

なお、援護システム運用管理規程は、厚生労働省情報セキュリティポリシー及び厚生労働省保有個人情報管理規程の改正を踏まえ、安全確保・管理体制の強化を図るべく改正を行う予定である。

- 「平成27年度アクセス権限付与申請」については、3月下旬に援護システム担当者宛に案内する。

（参考）関係通知等

- ・「援護システムに関する保有個人情報の位置付けについて（通知）」
（平成24年6月27日社援発0627第8号）
- ・「援護システム改修後の個人情報の取扱いについて（通知）」
（平成25年1月24日社援企発0124第1号、社援発0124第2号）
- ・「援護システム運用管理規程」
（平成24年11月社会・援護局援護企画課、援護課、審査室）
- ・「厚生労働省保有個人情報管理規程の一部改正」
（平成27年2月3日厚生労働省訓第2号）

第13 旧陸海軍関係恩給進達事務について

- 旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、恩給請求件数は減少傾向にある。
各都道府県におかれては、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮し、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

- 旧軍人等の中には、恩給受給権が発生しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられることから、都道府県におかれては、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

- 恩給の相談を受けた際は、相談者からの相談内容について「履歴申立書」を提出させ、丁寧に内容を把握した上で軍歴の調査究明を行うようお願いしたい。
このうち、旧海軍関係については、提出された「履歴申立書」を都道府県から当課あて送付願いたい。
なお、恩給請求事務において、軍歴、在職年等でご不明な点があれば、業務課恩給班に照会願いたい。

- 例年実施している「援護法等施行事務研修会」において、各都道府県担当者の理解を深めるため、恩給請求における事務処理方法、留意点等の説明を行っているので、各都道府県担当者の出席をお願いしたい。

第14 旧令共済組合員に関する履歴証明等について

1 旧令共済組合員に関する履歴証明事務

- 旧陸軍軍属に関する都道府県の履歴証明事務については、日本年金機構から依頼があった場合、業務課調査資料室の保管資料を添付のうえ証明依頼を行うので、証明の可否にかかわらず、依頼を受けてから2ヶ月以内に回答していただくようお願いしたい。

- また、旧陸軍軍属期間を厚生年金に反映させるための履歴証明発行依頼について、都道府県に申請者及び遺族から照会があった場合には、最寄りの「年金事務所」宛てに申請するよう指導をお願いしたい。

- なお、例年実施している「援護法等施行事務研修会」において、「旧令共済組合員期間の履歴証明事務」について、証明が困難な具体的事例を用いての事例研究を行うので、各都道府県担当者の積極的な出席をお願いしたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する場合、「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和53年3月改刷）71～73頁を参照いただき、対象者の履歴申立書または都道府県保管資料の写しを添付のうえ、依頼していただくようお願いしたい。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるよう指導をお願いしたい。

なお、恩給受給資格調査のための照会は、前頁「第13 旧陸海軍関係恩給進達事務について」に記載のとおり対応をお願いしたい。

3 人事関係資料等の保存

各都道府県におかれては、旧軍から引き継いだ人事関係資料等については、歴史的公文書であることから、自治体の公文書館への移管等を行うなど、散逸することがないように、適宜、保存頂きたくお願いしたい。

第15 旧ソ連抑留者等の資料調査について

1 抑留中「死亡者」の資料調査

- 旧ソ連抑留中死亡者については、平成3年以降、ロシア側より約4万1千人の死亡者名簿を入手し、日本側資料との照合調査を行い、約3万8千人の身元を特定してきた（平成27年1月末現在）。身元を特定した死亡者については、本籍都道府県の協力を得て遺族調査の上、遺族に記載内容をお知らせしてきたところ。
- 現在、平成21年度に、ロシア国立軍事古文書館から入手した「抑留者登録カード」を活用して調査を進めており、平成26年度は新たに922人（平成27年1月末現在）の身元を特定した。
- 資料調査の結果、今後も身元の特定が進む可能性があるため、各都道府県におかれては、引き続き、特定がなされた死亡者の遺族調査等ご協力をお願いしたい。
- なお、これまで提供を受けた資料では特定することができない者が約1万5千人いることから、ロシア側に対し更なる資料調査・提供を要請しているところである。今後、新たな資料を入手し調査した結果、身元を特定できた場合にはこれまでと同様、関係遺族調査等にご協力をお願いしたい。

（参考）旧ソ連抑留中死亡者資料の調査の進捗状況（平成27年1月末現在）

日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 特定された死亡者	約 38,000人
資料未提供等により未特定の者	約 15,000人

2 抑留「帰還者」の資料

抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約47万人分、モンゴル政府より約1万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその遺族が希望する場合には、当該資料を提供することにしているため、各都道府県に問い合わせがあった場合は、調査資料室あて直接照会するよう案内をお願いしたい。

参 考 资 料

第1 平成27年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成26年度	平成27年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算 案	増 減 額	
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	22,848,879	20,590,281	▲ 2,258,598	
(項) 厚生労働本省共通費	2,671	2,671	0	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,671	2,671	0	
(項) 遺族及留守家族等援護費	18,816,173	16,420,802	▲ 2,395,371	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	18,816,173	16,420,802	▲ 2,395,371	
援護審査会経費	1,459	1,226	▲ 233	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	17,498,045	14,672,064	▲ 2,825,981	援護年金の支給 17,399百万円 → 14,576百万円
戦傷病者特別援護経費	413,169	396,262	▲ 16,907	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しよけい館の運営費) 157百万円 → 181百万円 2 医療費の支給 179百万円 → 157百万円 3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 30,300円 → 30,300円 ・葬祭費 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者留守家族等援護経費	21,823	19,526	▲ 2,297	葬祭料 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者に関する特別措置経費	716	716	0	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	403,421	823,538	420,117	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給(支給事務に要する経費等) 0 → 477百万円
昭和館等に係る経費	477,540	507,470	29,930	昭和館運営費 465百万円 → 497百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	2,266,709	2,493,276	226,567	
戦没者遺骨処理等諸費	1,801,997	1,928,942	126,945	1 遺骨収集帰還関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤パラオ ⑥沖縄 ⑦硫黄島 ○旧ソ連地域(⑧ハバロフスク ⑨沿海 ⑩イルクーツク ⑪アムール ⑫ユダヤ自治州 ⑬ブリヤート共和国) 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③インドネシア ④パラオ ⑤北ボルネオ ⑥中国 ⑦硫黄島 ○旧ソ連地域(⑧ハバロフスク ⑨沿海 ⑩ザバイカル ⑪イルクーツク ⑫ウズベキスタン) 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定 1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業等 283百万円 → 369百万円(※) ※洋上慰霊の実施 2 千島ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 43百万円 → 41百万円
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	464,712	564,334	99,622	

事 項	平成26年度 予 算 額	平成27年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,415,205	1,313,422	▲ 101,783	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,415,205	1,313,422	▲ 101,783	
中国残留邦人等に対する生活支援	556,883	516,623	▲ 40,260	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 100百万円 → 67百万円
				・「支援・相談員」の配置 425百万円 → 419百万円
定着自立援護	418,890	409,682	▲ 9,208	
帰国受入援護	409,004	356,984	▲ 52,020	・永住帰国見込世帯人員 11世帯28人 → 8世帯 18人
				・一時帰国見込世帯人員 104世帯185人 → 93世帯 169人
身元調査等	30,428	30,133	▲ 295	・訪中調査対象孤児数 8人 → 8人
				・訪日調査対象者数 1人 → 1人
(項) 恩給進達等実施費	348,121	360,110	11,989	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	348,121	360,110	11,989	
資料整備諸費	301,892	313,802	11,910	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	3,339	3,339	0	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	42,890	42,969	79	

社会・援護局(社会)計上分	9,706,017	9,744,994	38,977	
(項) 生活保護費	9,706,017	9,744,994	38,977	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,706,017	9,744,994	38,977	
中国残留邦人生活支援給付金	9,603,297	9,559,523	▲ 43,774	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	102,720	185,471	82,751	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(項) 地域福祉推進費	150億の内数	100億の内数	▲50億円	
中国残留邦人等に対する生活支援	150億の内数	100億の内数	▲50億円	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成26年度 予 算 額	平成27年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	32,554,896	30,335,275	▲ 2,219,621	
社会・援護局(援護)計上分	22,848,879	20,590,281	▲ 2,258,598	
社会・援護局(社会)計上分	9,706,017	9,744,994	38,977	

(参考) 平成27年度予算案 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成26年度 予 算 額	平成27年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	985,646	1,339,920	354,274	
(項) 遺族及留守家族等援護費	430,007	797,851	367,844	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	425,143	792,987	367,844	
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	68,767	68,692	▲ 75	
(目細) 留守家族等援護事務委託費	43,065	30,537	▲ 12,528	1 留守家族等援護 117千円 2 未帰還者特別措置 225千円 3 戦傷病者特別援護 30,195千円
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	313,311	693,758	380,447	
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	22,033	21,937	▲ 96	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	3,051	2,958	▲ 93	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	3,051	2,958	▲ 93	
(目) 遺骨収集帰還等委託費	18,982	18,979	▲ 3	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	498,314	484,841	▲ 13,473	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	498,314	484,841	▲ 13,473	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	212	212	0	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	498,102	484,629	▲ 13,473	「支援・相談員」の配置 419,021千円
(項) 恩給進達等実施費	35,292	35,291	▲ 1	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	35,292	35,291	▲ 1	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	5,504	5,498	▲ 6	
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	29,788	29,793	▲ 5	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,523千円 2 戦没者叙勲等進達関係 3,270千円

事 項	平成26年度 予 算 額	平成27年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,706,017	9,744,994	38,977	
(項) 生活保護費	9,706,017	9,744,994	38,977	
(目) 生活扶助費等負担金	4,749,121	4,590,813	▲ 158,308	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	4,646,401	4,405,342	▲ 241,059	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項) 配偶者支援金	102,720	185,471	82,751	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(目) 医療扶助費等負担金	4,817,760	5,017,758	199,998	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	4,817,760	5,017,758	199,998	
(目) 介護扶助費等負担金	139,136	136,423	▲ 2,713	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	139,136	136,423	▲ 2,713	
(項) 地域福祉推進費	150億の内数	100億の内数		
(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金	150億の内数	100億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成26年度 予 算 額	平成27年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,691,663	11,084,914	393,251	
社会・援護局(援護)計上分	985,646	1,339,920	354,274	
社会・援護局(社会)計上分	9,706,017	9,744,994	38,977	

第2 昭和館 について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和40年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPLレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

4階 図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集
様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

3階 会議室

特別企画展などを開催

2階 広場

憩いの場

1階 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映
(番組は毎週変更)

特別企画展等(平成11年から毎年開催)

平成27年3月21日～5月10日	戦後70年 よみがえる日本の姿(仮称)
平成27年7月25日～8月30日	戦後70年 昭和20年という年(仮称)

(仮称)戦後70周年3館連携講演会(出張展示及び講演会)

平成27年8月14日～24日(東京都)	8月22日に講演会を実施予定
平成27年10月17日～27日(長野県)	10月23日に講演会を実施予定
平成27年10月31日～11月8日(和歌山県)	11月4日に講演会を実施予定

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp
入館料(平成27年度)	小中学生:無料 高校・大学生:150円 大人300円 (その他、無料・割引制度あり)

第3 しょうけい館 について

●設置目的

しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、次世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成 18 年3月開設)

●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、春と夏に企画展を開催する。また平成 27 年度から出張展示を開催する予定(※平成 27 年度は戦後 70 周年事業として昭和館、平和祈念展示資料館と連携して開催)

企画展(平成 19 年度から毎年開催)	
平成 27 年3月3日～5月 31 日	一刻も早く! ～戦場からの患者搬送～
平成 27 年7月 14 日～9月 27 日	「(仮) 戦傷病とは!」 ～第 1 部 戦傷～
平成 28 年3月 1 日～5月 29 日	「(仮) 戦傷病とは!」 ～第 2 部 戦病～

(仮称)戦後 70 周年3館連携講演会(出張展示及び講演会)	
平成 27 年8月 14 日～24 日(東京都)	8月 22 日に講演会を実施予定
平成 27 年 10 月 17 日～27 日(長野県)	10月 23 日に講演会を実施予定
平成 27 年 11 月 3 日～11 月 8 日(和歌山県)	11月 4 日に講演会を実施予定

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア九段下
開館時間	10:00～17:30(入館は午後 17:00 まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.shokeikan.go.jp
入館料	無料

第4 戦傷病者特別援護法関係統計表

項目		援護の内容	摘要
1	戦傷病者手帳の 交付(第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により 一定程度の障害を有する者等に 交付	交付人員 14,385 人 (平成26年3月31日現在)
2	戦傷病者相談員 (第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、 援護のために必要な指導を行う (謝金 年額25,100円)	戦傷病者相談員 542 人 (平成25年10月1日改選時)
3	療養の給付又は 療養費の支給 (第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要と する者に給付(支給)	療養患者数 310 人 (平成26年3月31日現在)
4	療養手当の支給 (第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病 恩給等の年金を受けていない者に支 給 (月額30,300円)	受給者 1人 (平成26年3月31日現在)
5	葬祭費の支給 (第19条)	療養の給付を受けている者が死亡 した場合にその遺族に支給 (206,000円)	支給件数 5件 (平成25年度)
6	更生医療の給付 (第20条)	職業能力等の回復、向上のための 手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成25年度)
7	補装具の支給及 び修理 (第21条)	一定程度以上の障害を有する者に 義肢、車椅子等を支給(修理)	支給修理件数 151 件 (平成25年度)
8	国立保養所への 収容 (第22条)	重度戦傷病者の国立保養所への 収容	入所者数 0人 (平成26年3月31日現在)
9	旅客会社等の 乗車船について の無賃取扱い (第23条)	障害の程度により一定回数の旅客 会社等の乗車船について無賃扱い にする (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 5,829 人 (平成25年度)

第5 中国残留邦人等の数

1 中国残留邦人の状況（平成27年2月1日現在）

(1) 孤児の肉親調査

孤児総数	2,818人
うち身元判明者	1,284人

(2) 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	6,707人	（家族を含めた総数	20,833人）	
うち孤児	2,555人	（	”	9,374人）
うち婦人等	4,152人	（	”	11,509人）

（注） 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2,551世帯、婦人等4,152世帯、計6,703世帯である。

(3) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	5,939人	（家族を含めた総数	9,955人）	
うち孤児	1,366人	（	”	2,677人）
うち婦人等	4,573人	（	”	7,278人）

2 樺太等残留邦人の状況（平成27年2月1日現在）

(1) 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	108人	（家族を含めた総数	273人）	
うち樺太	85人	（	”	218人）
うち旧ソ連本土	23人	（	”	55人）

（注） 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である家族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は103世帯である。

(2) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	2,150人	（家族を含めた総数	3,076人）	
うち樺太	1,897人	（	”	2,643人）
うち旧ソ連本土	253人	（	”	433人）

3 満額の老齢基礎年金を受給するための一時金受給者数

平成27年1月末現在

6,194人

4 支援給付受給者数 平成26年11月末現在（福祉行政報告例）

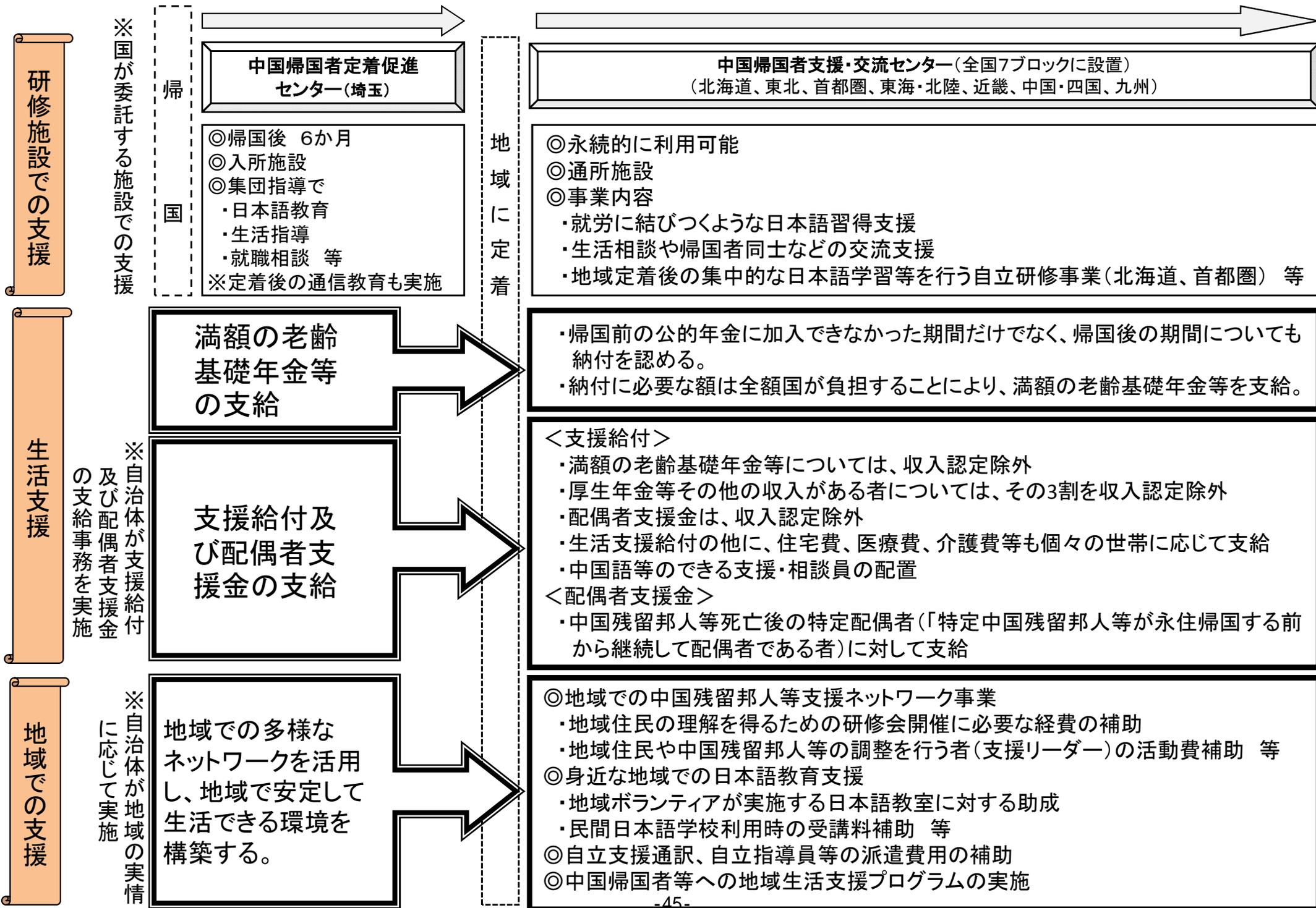
4,500世帯 6,828人

5 配偶者支援金受給者数

平成26年10月末現在

305人

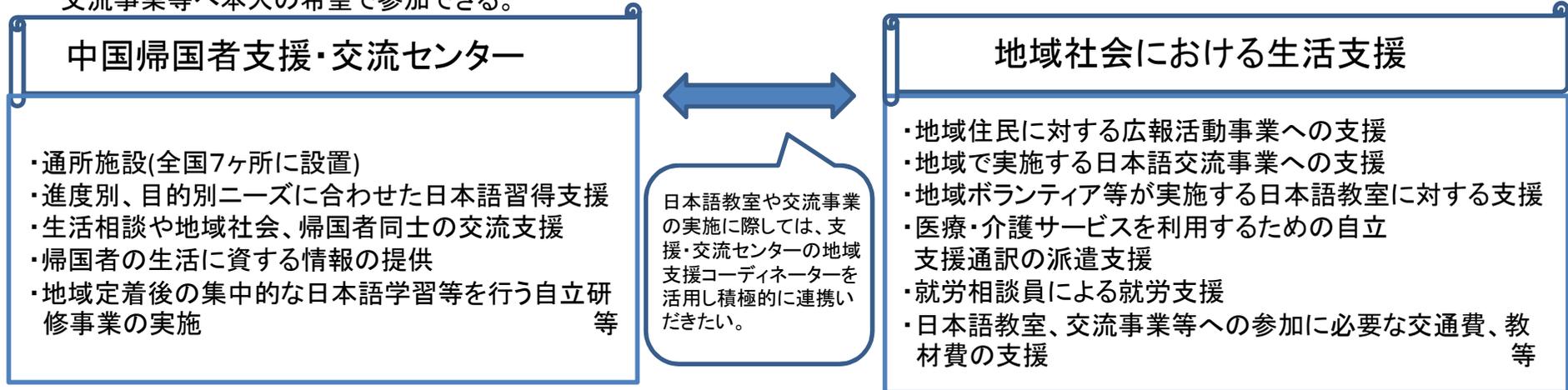
第6 中国残留邦人等に対する支援策



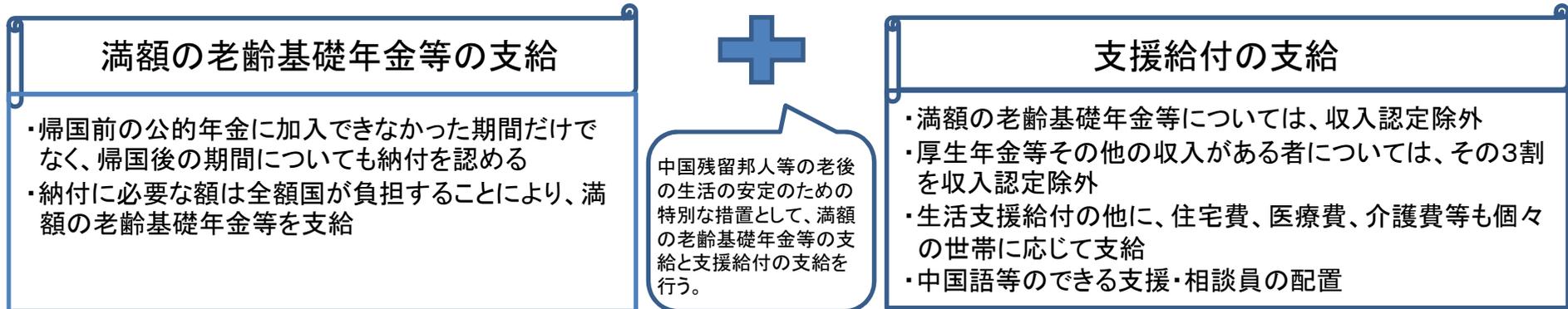
(参考1) 定着後の生活支援

下記を活用して地域社会での生活を支援している。

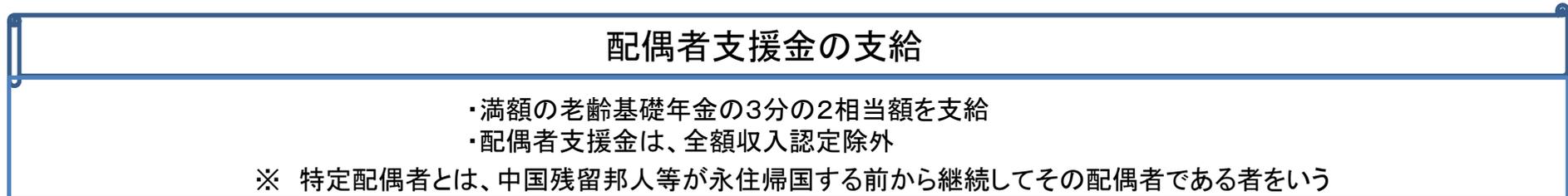
- 地域に定着後は、生活支援を受けながら、中国帰国者支援・交流センター等や地域社会での生活支援により日本語を学んだり、交流事業等へ本人の希望で参加できる。



- 永住帰国してから1年後に要件を満たす方は、満額の老齢基礎年金等と支援給付が受けられる。



- 支援給付を受けている中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者※に対して支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。



(参考2) 地域生活支援事業の実施状況等

1. 自立支援通訳の派遣内容内訳

派遣内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医療機関・介護施設への派遣	92.9%	93.1%	91.6%
関係行政機関への派遣	4.1%	4.6%	3.8%
その他の派遣	3.0%	2.3%	4.6%
派遣回数	10,009	11,527	13,889

2. 支援給付受給世帯数と支援・相談員の配置人数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支援給付受給世帯数	4,723	4,686	4,599
支援・相談員配置人数	476	474	448

※支援給付受給世帯数は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」における月平均

3. 主な中国残留邦人等地域生活支援事業の実施状況

事業内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地域住民に対する 広報活動事業	10	12	13
地域で実施する日本語 交流事業の支援	69	60	67
日本語教室の開催に 必要な経費の支援	71	73	66
自立支援通訳派遣事業	98	99	89
交通費・教材費の支援	132	142	144

※数字は自治体数(都道府県、指定都市、中核市、一般市を含む)

4. 中国残留邦人等地域生活支援事業の介護関係メニュー例

①介護保険制度利用時の通訳等支援の強化

- ・ 中国残留邦人等とのやりとりの中で介護保険制度に興味を示す者に対して、パンフレット等を利用した制度説明
- ・ 介護保険担当部局が地域住民を対象とした制度説明会開催時の通訳派遣
- ・ デイサービスなどの介護サービスを利用する前の施設見学時の通訳派遣

②介護に関する研修会の実施

- ・ 介護支援通訳養成講座の実施
- ・ 都道府県等主催の介護部局向け初任者研修への参加
- ・ 介護施設の見学

③2世3世に対する介護関連の資格取得支援

- ・ 介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員等への資格取得に対する受講料・受験料の支給

5. 公営住宅の住替え関係(参考通知)

- 「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日付け国住備第143号 住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知)

第三 特定入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施行令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

- 「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」(平成25年6月27日付け国住備第57号住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知)

第二 優先入居の対象世帯等

法令等において公営住宅への入居における特別の配慮等が位置付けられている者等、次の世帯については、現在の社会情勢に照らし、特に住居の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられます。事業主体においては、これらの世帯の取扱いについて、関係通知を参考にしつつ適切な運用をお願い致します。

①～⑦ 略

⑧ 中国残留邦人等世帯

6. 二世、三世の就労支援関係(参考通知)

- 「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について(依頼)」(平成26年12月1日付け社援支発1201号第1号中国残留邦人等支援室長から各都道府県、政令市、中核市民政主管部(局)長あて通知) 抜粋(一部改変)

(1) セーフティネット支援対策等事業費補助金の活用による就労支援の充実

- 就労支援事業の取組は、就労相談員の派遣による支援、就労に役立つ日本語資格取得支援が主たる内容となっている。また、実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ独自に実施する事業として、地域住民との交流や中国残留邦人等や二世、三世のニーズを踏まえた就労・生活訓練事業に取り組んでいる自治体もある。
- 就労支援事業の実施に必要な経費については、セーフティネット支援対策等事業費補助金の中国残留邦人等地域生活支援事業経費として全額国庫負担予定である。平成27年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金の中国残留邦人等地域生活支援事業の交付に際しては、より効果的な就労支援事業の取組について優先的に採択し、補助金を交付する予定。

2. 中国帰国者支援・交流センターとの連携強化

- 自治体が行う「地域生活支援事業」に対する支援促進のため、平成21年度より中国帰国者支援・交流センターの事業内容として、就労支援を含めた地域生活支援事業に対する支援機能を追加しているほか、中国帰国者支援・交流センターにおいて就労支援事業に取り組んでいるので、中国帰国者支援・交流センターとの連携を強化し、中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援事業を促進していただきたい。

3. 各種就労支援事業の活用と各自治体の労働担当部局、公共職業安定所等との連携強化

- 中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援事業として、公共職業安定所等でも様々な取組が実施されているので、公共職業安定所等と連携強化の上、活用していただきたい。

(参考3) 支援給付関係参考資料

1. 平成27年度の生活扶助基準の改訂

- (1) ① 平成27年度の生活扶助基準の改定については、平成25年8月から、同年1月にとりまとめられた社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ年齢・世帯人員・地域差といった歪みを調整するとともに、物価の動向を勘案するという考え方にに基づき、必要な適正化を3年程度かけて段階的に実施しており、平成27年度においても、3年目分の適正化を実施していく。
- ② 国民の消費動向等を勘案して行う毎年度の改定分については、国民の消費動向や社会経済情勢等を総合的に勘案し、据え置くこととしている。
- (2) 住宅扶助及び冬季加算については、社会保障審議会生活保護基準部会においてご議論をいただき、平成27年1月に検証結果を踏まえた報告書がとりまとめられたところであり、同報告書を踏まえ、最低限度の生活の維持に支障がないよう配慮しつつ、見直しを行うこととしている。生活扶助（重度障害者加算等）、出産扶助（施設分べん）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）等については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

2. 平成27年度の年金額の改定

- 現在支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に、本来よりも高い金額で支払われている（特例水準）。
- 平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）により、特例水準（2.5%）を平成25年度から平成27年度までの3年間で計画的に解消することとなる。

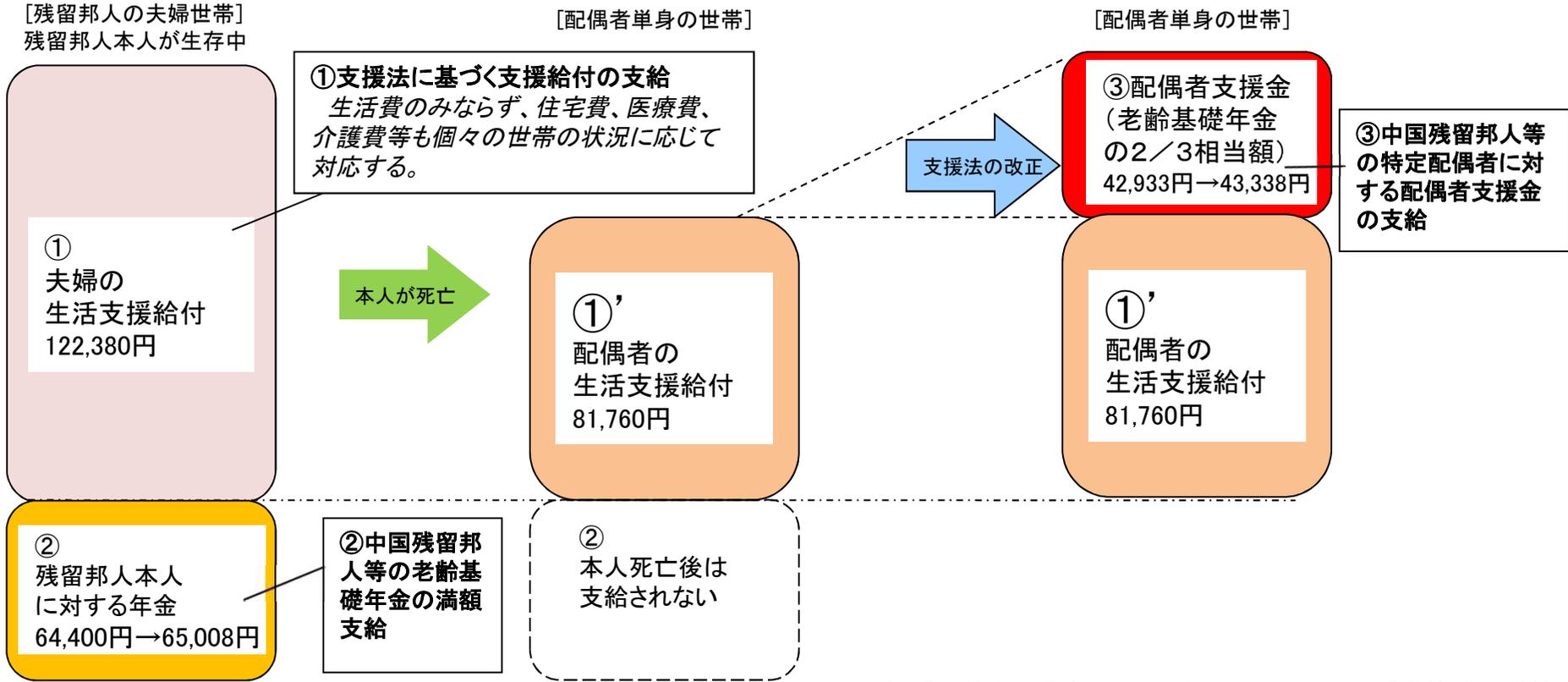
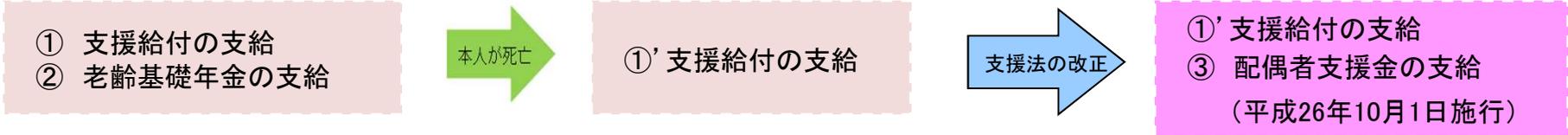
(参考) 年金額の推移

年月	基礎年金
平成25年10月～ (▲1.0%)	64,875円 (▲666円)
平成26年4月～ (▲0.7%)	64,400円 (▲475円)
平成27年4月～ (+0.9%)	65,008円 (+608円)

※ 平成27年度の年金額改定に用いる「名目手取り賃金変動率」は2.3%となり、マクロ経済スライドによる「スライド調整率」▲0.9%を乗じた値(1.4%)に特例水準の段階的な解消(平成27年4月以降は▲0.5%)を合わせて0.9%の引き上げとなる。

第7 配偶者支援金（中国残留邦人等の配偶者に対する支援策）

中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者に対して支援給付に加えて、配偶者支援金（老齢基礎年金の3分2相当額）を支給する。（平成26年10月1日施行）
 特定配偶者とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者をいう。（平成25年改正後の支援法第2条第3項）



※ 生活支援給付は、1級地-1（例えば東京23区）の例。夫婦世帯、単身世帯

第8 中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧

平成27年2月1日現在

○中国帰国者定着促進センター(1カ所)

名 称	所 在 地	開 設 年 月 日
中国帰国者定着促進センター	〒359-0042 所沢市並木6-4-2	昭59. 2. 1

○中国帰国者支援・交流センター(7カ所)

名 称	所 在 地	開 設 年 月 日
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7-1 北海道社会福祉総合センター3階	平19. 8. 1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館内	平19. 8. 1
中国帰国者支援・交流センター	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階	平13. 11. 1
東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区榑木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18. 9. 1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13. 11. 1
中国・四国中国帰国者 支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平18. 9. 1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0044 福岡市中央区大名2-6-39 西澤ビル6・7階	平16. 6. 1

第9 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

平成27年2月1日現在

1 集団による訪日調査によるもの

区 分 (実施時期)	訪日人員	うち判明	判明率
第1次 (昭56.3)	47人	30人	63.8%
第2次 (昭57.2~3)	60	45	75.0
第3次 (昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次 (昭58.12)	60	37	61.7
第5次 (昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次 (昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次 (昭60.2~3)	90	39	43.3
第8次 (昭60.9)	135	41	30.4
第9次 (昭60.11~12)	135	34	25.2
第10次 (昭61.2~3)	130	34	26.2
第11次 (昭61.6)	200	80	40.0
第12次 (昭61.9)	200	64	32.0
第13次 (昭61.10~11)	100	34	34.0
第14次 (昭61.12)	42	15	35.7
第15次 (昭62.2~3)	104	28	26.9
昭62-1 (昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2 (昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1 (昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2 (平元.2~3)	57	9	15.8
平成元年 (平2.2~3)	46	12	26.1
平成2年 (平2.11~12)	37	4	10.8
平成3年 (平3.11~12)	50	6	12.0
平成4年 (平4.11~12)	33	4	12.1
平成5年 (平5.10~11)	32	5	15.6
平成6年 (平6.11~12)	36	5	13.9
平成7年 (平7.10~11)	67	7	10.4
平成8年 (平8.10~11)	43	4	9.3
平成9年 (平9.10)	45(1)	3	6.8
平成10年 (平10.11)	27	5	18.5
平成11年 (平11.11)	20	2	10.0
計	2116(1)	673	31.8

注：()内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

2 訪日対面調査によるもの

区 分	情報公開人員	うち判明	判明率
平成12年 (平12.11)	20人	3人	15.0%
平成13年 (平13.11)	20	4	20.0
平成14年 (平14.11)	6	1	16.7
平成15年 (平16.2)	10	1	10.0
平成16年 (平16.11)	12	1	8.3
平成17年 (平17.11)	5	0	0.0
平成18年 (平18.11)	7	0	0.0
平成19年 (平19.11)	4	1	25.0
平成20年 (平20.11)	3	1	33.3
平成21年 (平21.11)	1	0	0.0
平成23年 (平23.11~12)	1	0	0.0
平成24年 (平24.11~12)	1	0	0.0
計	90	12	13.3

注：平成22年・平成25年及び平成26年は情報公開者が無かったため訪日対面調査は行っていない。

第10 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

1 実地監査について

(1) 監査事前打ち合わせ会

- ・ 各支援給付実施機関から本庁へ提出された資料に基づきヒアリング等を行う
- ・ 今年度に実地監査を行う実施機関の調整を行う

(2) 監査対象実施機関の選定

- ・ 管内実施機関の動向、前年度実施した指導監査結果報告書等を参考に実地監査対象実施機関を選定
- ・ 監査計画（案）を作成の上、上司と協議するなどして決定

(3) 監査実施通知の発出

- ・ 監査実施通知を作成し、実地監査対象実施機関へは監査2ヶ月前までに通知

(4) 事前準備

- ・ ヒアリング資料の作成
- ・ 事前に実施機関から中国残留邦人等の世帯種別ケース番号一覧表の資料を徴収し、ケース検討予定表を作成
- ・ ケース検討数は10ケースを目途とし、10ケースに満たない場合は、すべてのケースについて検討を行う

(5) 指導監査の実施

- ・ 「支援給付施行事務監査にかかる資料」に基づきヒアリングを実施
- ・ ケース検討を実施
- ・ ケース検討の確認（文書指示、口頭指示等の整合性、未記載事項の確認を行い、訂正等があれば必ずケース担当者へ連絡）
- ・ 必要に応じて実地調査を実施
- ・ ケース検討票の集計
- ・ 集計後、講評原稿の作成
- ・ 実施機関講評前打合せ（実施機関側との意見調整を行う）
- ・ 実施機関講評（是正改善内容は具体的に説明するよう努める）

<各実施機関で整理しておく必要がある帳簿類>

- ・ 面接受付簿
- ・ 面接相談記録簿
- ・ 支援給付申請受理簿
- ・ 課税調査結果の処理に関する記録
- ・ 返還金、徴収金に関する収入整理簿、債権管理簿
- ・ 医療券交付処理簿
- ・ 通院台帳、頻回受診者指導台帳
- ・ 移送費管理記録簿
- ・ 介護券交付処理簿
- ・ 介護給付費公費受給者別一覧表 等

- (6) 監査結果報告書、復命会
 - ・ 監査結果報告書（復命書）を作成し、復命会を開催
 - ・ 復命会では評価事例、先進事例も紹介し、他の実施機関にも監査等を通じて紹介できるようにする
- (7) 監査結果通知
 - ・ 復命会終了後、速やかに実施機関へ通知（監査日より1ヶ月半以内が目安）
 - ・ 是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる
- (8) 是正改善結果報告
 - ・ 是正改善事項があった場合は、改善状況を審査
 - ・ 改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導
- (9) 指導台帳の整理
 - ・ 当該年度に実施した監査結果を整理

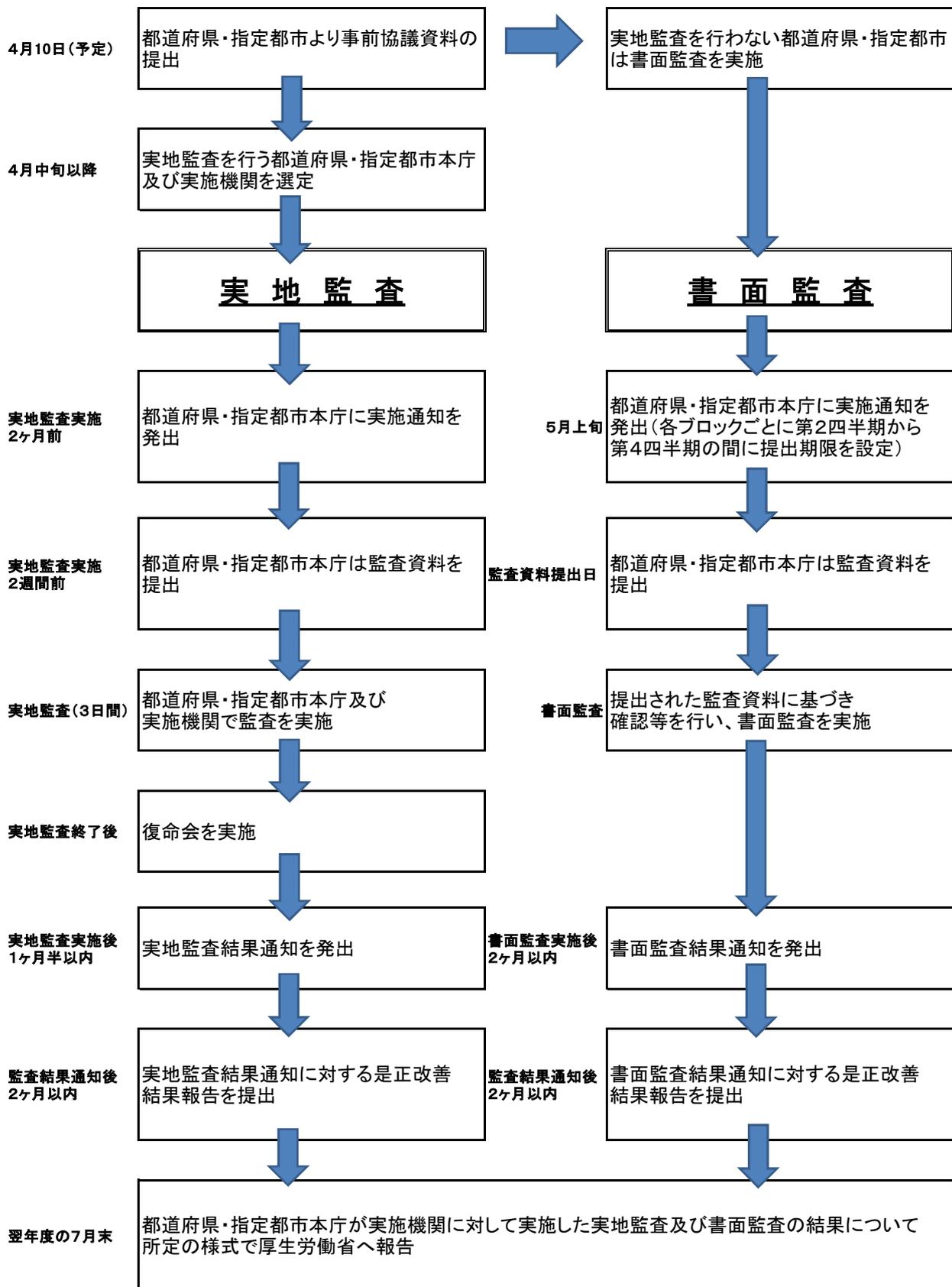
2 書面監査について

- (1) 監査実施通知の発出
 - ・ 実地監査を実施しない実施機関に対し、資料提出日の2ヶ月前までに書面監査の監査実施通知を発出し、監査資料の提出期限を知らせる
- (2) 指導監査の実施
 - ・ 実施機関より提出された監査資料の内容確認
 - ・ 必要に応じて電話等での聞き取りを行う
- (3) 監査結果報告書の作成
 - ・ 監査結果報告書を作成し、実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする
- (4) 監査結果通知
 - ・ 監査結果報告書作成後、速やかに実施機関へ通知する（提出期限より2ヶ月以内が目安）
 - ・ 是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる
- (5) 是正改善結果報告
 - ・ 是正改善事項があった場合は、改善状況を審査
 - ・ 改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導
- (6) 指導台帳の整理
 - ・ 当該年度に実施した監査結果を整理

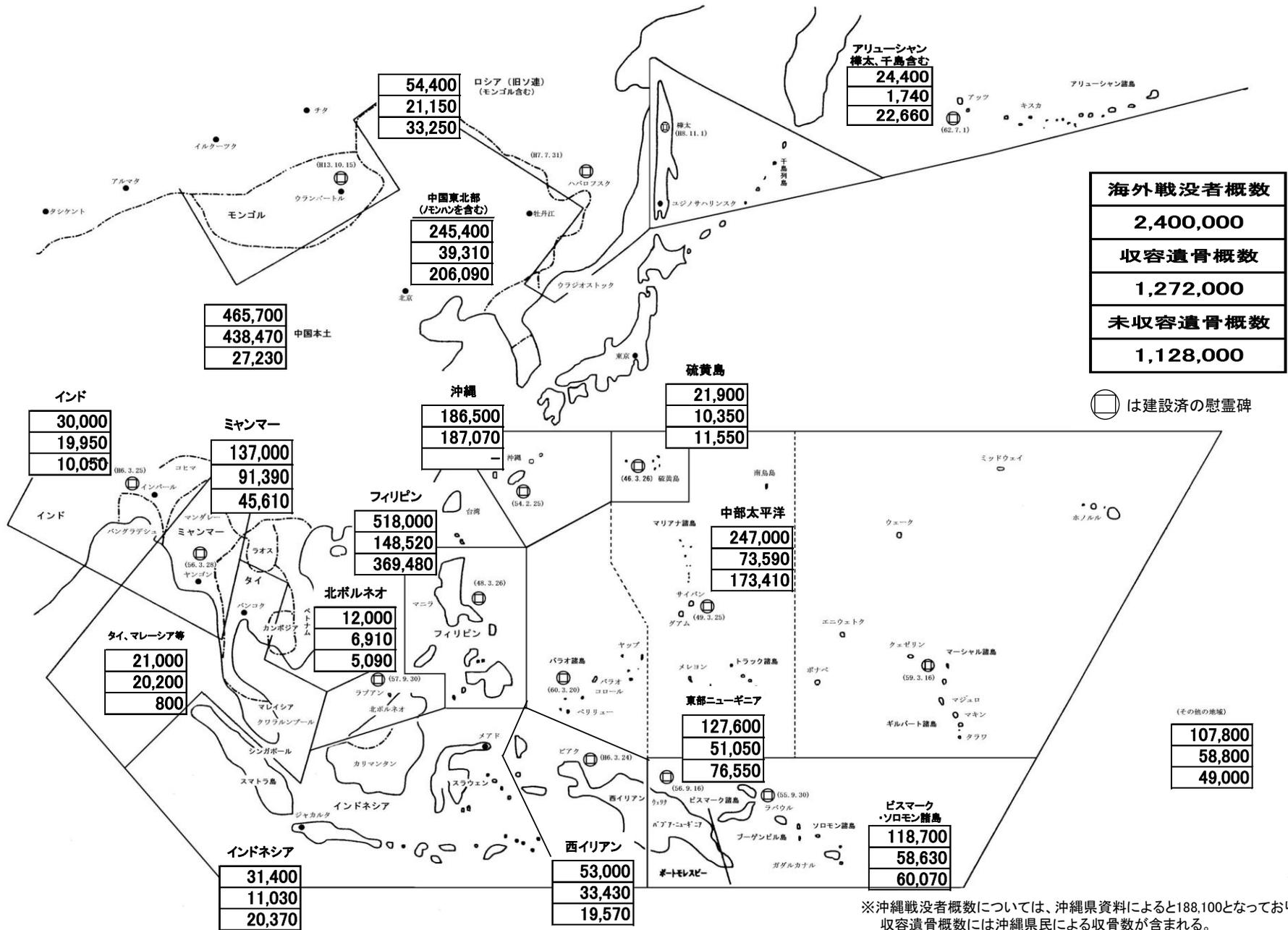
3 監査結果報告の提出

- ・ 実地及び書面監査の結果について、翌年度7月末までに、所定の様式において厚生労働省へ報告を行う

第11 厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の1年の流れ



第12 地域別戦没者遺骨收容概見図(平成27年1月末現在)



※沖繩戦没者概数については、沖繩県資料によると188,100となっており、収容遺骨概数には沖繩県民による収骨数が含まれる。

第13 平成26年度戦没者遺骨収集帰還・慰霊巡拝実施状況

平成27年1月末現在

1 遺骨収集帰還、応急、受領、調査、協議

地 域	実施期間	派 遣 人 員 (人)			收容遺骨数(柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】						
ハバロフスク地方(協議・調査)	26.5.20～26.6.3	2	0	2	0	
沿海地方(協議・調査)	26.5.20～26.5.31	2	0	2	0	
カザフスタン共和国(協議・調査)	26.6.17～26.6.28	2	0	2	0	
イルクーツク州(応急派遣)	26.6.21～26.7.8	2	2	4	15	
ハバロフスク地方(収集帰還)	26.7.1～26.7.16	2	7	9	32	
ハバロフスク地方(収集帰還)	26.7.15～26.7.30	2	6	8	44	
沿海地方(収集帰還)	26.7.15～26.7.30	2	7	9	13	
ザバイカル地方(応急・調査)	26.8.12～26.9.2	2	0	2	16	
沿海地方(応急派遣)	26.8.26～26.9.9	2	2	4	15	
アムール州(応急・調査)	26.8.30～26.9.11	2	2	4	7	
モルドヴィア共和国(応急派遣)	26.9.29～26.10.9	2	2	4	1	
カザフスタン共和国(応急・調査)	26.11.9～26.11.19	2	2	4	0	
小 計		24	30	54	143	
【南方地域等】						
硫黄島(第1回常駐)	26.4.9～26.4.22	2	0	2	0	
硫黄島(第1回立会)	26.4.11～26.4.22	2	3	5	0	
硫黄島(第1回派遣)	26.4.11～26.4.22	4	18	22	16	
英・蘭・仏(海外資料調査)	26.5.5～26.5.10	2	0	2	0	
硫黄島(第2回常駐)	26.5.7～26.5.22	-	-	-	-	派遣中止
硫黄島(第2回立会)	26.5.7～26.5.22	-	-	-	-	派遣中止
硫黄島(第2回常駐)	26.5.23～26.5.29	1	0	1	0	
硫黄島(第2回派遣)	26.5.23～26.6.11	5	14	19	9	
硫黄島(第3回常駐)	26.5.23～26.6.19	2	0	2	0	
東部ニューギニア・ビスマーク諸島(応急)	26.5.25～26.6.6	2	0	2	12	
硫黄島(第3回立会)	26.5.26～26.6.5	1	3	4	0	
硫黄島(第4回立会)	26.6.5～26.6.19	1	3	4	0	
硫黄島(第3回派遣)	26.6.11～26.6.25	4	11	15	3	
硫黄島(第4回常駐)	26.6.12～26.7.9	4	0	4	0	
オーストラリア(第1回海外資料調査)	26.6.17～26.7.2	2	0	2	-	
硫黄島(第5回立会)	26.6.19～26.7.3	1	3	4	0	
沖縄(収集帰還)	26.6.24～26.7.27	4	0	4	21	
硫黄島(第4回派遣)	26.6.25～26.7.9	2	13	15	4	
オーストラリア(第2回海外資料調査)	26.6.28～26.7.13	2	0	2	-	
パラオ(応急派遣)	26.6.29～26.7.4	2	0	2	1	
硫黄島(第6回立会)	26.7.1～26.7.14	1	4	5	0	
硫黄島(第7回立会)	-	-	-	-	-	派遣中止
硫黄島(第5回派遣)	26.7.9～26.7.17	3	17	20	0	他 小笠原村職員1名同行
硫黄島(第5回常駐)	26.7.11～26.7.31	3	0	3	0	
ニュージーランド(第1回海外資料調査)	26.7.14～26.7.29	2	0	2	-	
ニュージーランド(第2回海外資料調査)	26.7.26～26.8.10	2	0	2	-	
硫黄島(第6回常駐)	26.7.29～26.8.21	2	0	2	-	
硫黄島(第8回立会)	26.8.3～26.8.18	1	3	4	0	

地 域	実施期間	派 遣 人 員 (人)			収容遺 骨数(柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	計		
ギルバート諸島(応急派遣)	26.8.12～26.8.20	2	0	2	3	
硫黄島(第9回立会)	26.8.17～26.8.28	1	3	4	0	
硫黄島(第7回常駐)	26.8.18～26.9.11	2	0	2	-	
マーシャル諸島(調査)	26.8.30～26.9.7	4	0	4	0	
硫黄島(第10回立会)	26.9.1～26.9.11	-	-	-	-	派遣中止
米国(第1回海外資料調査)	26.9.2～26.9.17	2	0	2	-	
硫黄島(第8回常駐)	26.9.4～26.9.30	2	0	2	-	
硫黄島(第11回立会)	26.9.11～26.9.25	1	2	3	0	
ソロモン諸島(応急)	26.9.13～26.9.22	2	4	6	137	
米国(第2回海外資料調査)	26.9.14～26.9.29	2	0	2	-	
ソロモン諸島(協議・調査)	26.9.15～26.9.22	1	0	1	-	
硫黄島(第12回立会)	26.9.24～10.9	1	2	3	-	
硫黄島(第6回派遣)	26.9.24～10.10	2	11	13	1	
硫黄島(第9回常駐)	26.9.24～10.10	2	0	2	-	
米国(第3回海外資料調査)	26.9.26～26.10.11	2	0	2	-	
インドネシア(応急)	26.9.27～26.10.10	2	6	8	61	
硫黄島(第13回立会)	26.10.6～10.21	1	1	2	-	
硫黄島(第10回常駐)	26.10.9～10.28	2	0	2	-	
硫黄島(第7回派遣)	26.10.10～10.24	2	22	24	1	他 小笠原村職員1名同行
トラック諸島(応急派遣)	26.10.12～26.10.24	3	0	3	12	
ハワイ(JPAC)(受領)	26.10.13～26.10.17	3	0	3	37	
硫黄島(第14回立会)	26.10.20～10.30	1	1	2	-	
硫黄島(第11回常駐)	26.10.23～11.11	3	0	3	-	
硫黄島(第8回派遣)	26.10.24～11.12	2	14	16	0	
硫黄島(第15回立会)	26.10.27～11.10	1	2	3	-	
東部ニューギニア(応急)	26.10.27～11.19	2	0	2	7	
パラオ(事前協議・慰霊碑調査)	26.11.4～26.11.9	3	0	3	-	
硫黄島(第12回常駐)	26.11.6～11.25	2	0	2	-	
硫黄島(第16回立会)	26.11.6～11.21	-	-	-	-	派遣中止
マーシャル諸島(応急派遣)	26.11.9～26.11.26	3	0	3	15	
硫黄島(第9回派遣)	26.11.12～11.21	2	21	23	1	
樺太・占守島(応急派遣)	26.11.15～26.11.20	2	0	2	11	
バングラデシュ(協議)	26.11.16～26.11.22	2	0	2	-	
硫黄島(第17回立会)	26.11.17～12.1	-	-	-	-	派遣中止
硫黄島(第18回立会)	26.11.18～12.5	1	2	3	-	
硫黄島(第13回常駐)	26.11.20～12.9	3	0	3	-	
硫黄島(第10回派遣)	26.11.21～12.5	3	22	25	1	他 小笠原村職員1名同行
硫黄島(第19回立会)	26.12.1～12.15	1	3	4	-	
硫黄島(第14回常駐)	26.12.2～12.24	2	0	2	-	
パラオ(応急派遣)	26.12.2～26.12.10	3	4	7	8	
硫黄島(第19回立会)	26.12.11～12.24	1	3	4	-	
硫黄島(第15回常駐)	27.1.7～1.22	2	0	2	-	
硫黄島(第20回立会)	27.1.7～1.22	1	2	3	-	
東部ニューギニア(遺骨収集帰還)	27.1.14～1.29	2	8	10	256	
硫黄島(第11回派遣)	27.1.16～1.30	3	22	25	1	他 小笠原村職員1名同行

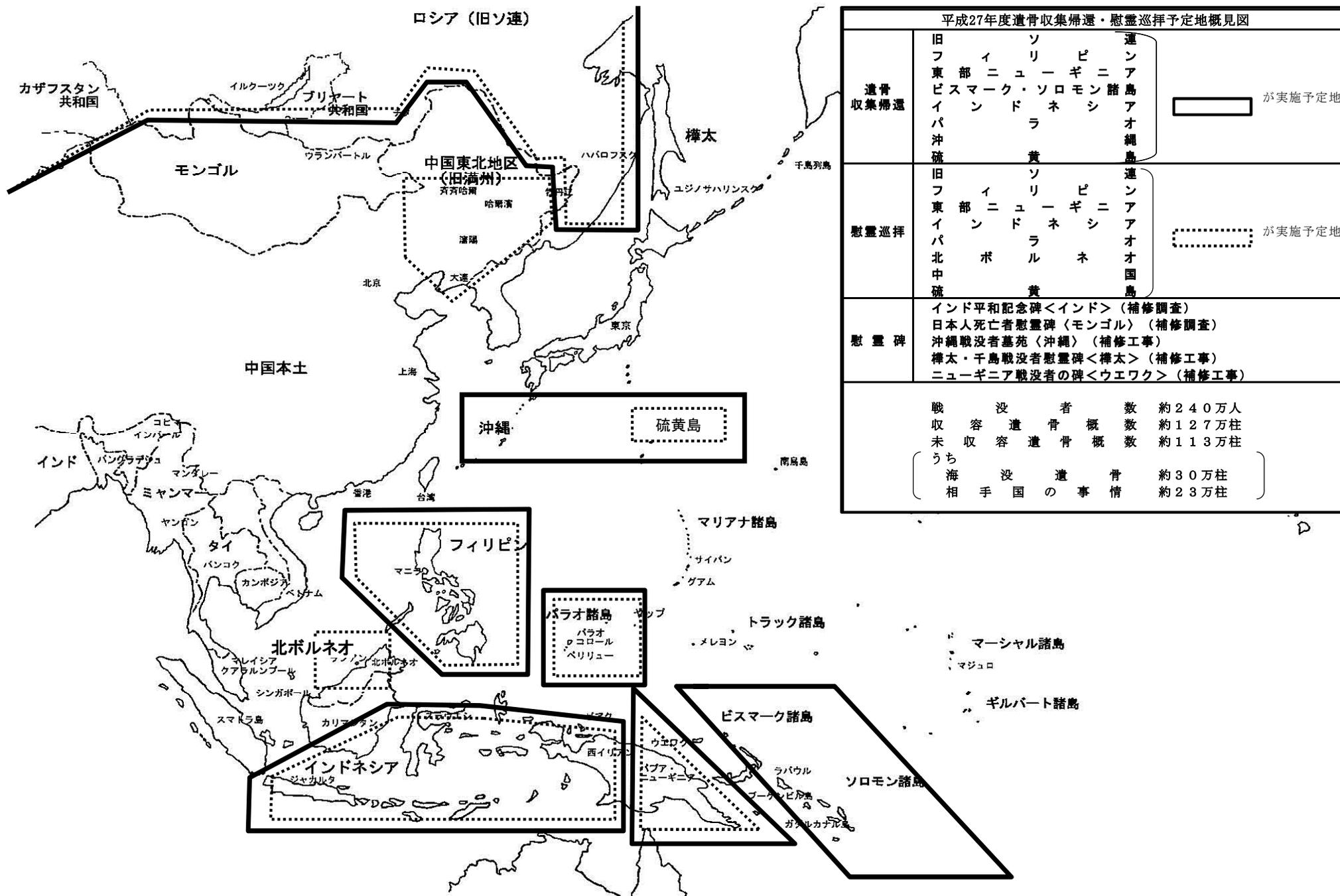
地 域	実施期間	派遣人員 (人)			收容遺骨数(柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	計		
硫黄島(第21回立会)	27.1.19~2.2	1	3	4	-	派遣中
硫黄島(第16回常駐)	27.1.20~2.5	2	0	2	-	派遣中
沖縄(応急・調査)	27.1.28~2.4	2	0	2	-	派遣中
インドネシア(協議・調査)	27.1.29~2.7	2	0	2	-	派遣中
硫黄島(第22回立会)	27.1.29~2.13	1	2	3	-	派遣中
硫黄島(第12回派遣)	27.1.30~2.13	3	17	20	-	派遣中
小 計		152	269	421	618	
合 計		176	299	475	761	

2 慰霊巡拝

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			ほか、弾力的運用による参加者※2	備 考
		政府職員	遺 族 ※1	計		
【旧ソ連抑留中死亡者等】						
アムール州	26. 8. 24 ~ 26. 9. 2	2	6	8	1	
ハバロフスク地方	26. 8. 31 ~ 26. 9. 9	2	16	18	3	
沿海地方	26. 9. 25 ~ 26. 10. 2	2	4	6	1	
カザフスタン共和国	26. 10. 7 ~ 26. 10. 16	2	2	4	3	
小 計		8	28	36	8	
【南方地域等】						
硫黄島①	26. 7. 8 ~ 26. 7. 9	7	23	30	21	
中国東北地方	26. 9. 2 ~ 26. 9. 9	1	7	8	2	
東部ニューギニア	26. 9. 20 ~ 26. 9. 27	4	10	14	2	看護師2名同行
硫黄島②	26. 9. 23 ~ 26. 9. 24	7	34	41	21	介助者 2
インド	26. 11. 9 ~ 26. 11. 18	2	3	5	0	
マリアナ諸島	26. 11. 29 ~ 26. 12. 6	2	18	20	6	
トラック諸島	27. 1. 24 ~ 27. 1. 31	2	2	4	1	
小 計		25	97	122	53	
合 計		33	125	158	61	

※1 遺族数に介助者は含まず

※2 補助金を支給しない、子・兄弟姉妹の配偶者、孫及び甥・姪の数



第15 都道府県別DNA鑑定結果

平成27年1月末現在

No.	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	130	49	55	26	
2	青森県	47	25	19	3	
3	岩手県	59	25	30	4	
4	宮城県	33	17	13	3	
5	秋田県	25	8	15	2	
6	山形県	45	14	30	1	
7	福島県	45	19	24	2	
8	茨城県	42	18	24	0	
9	栃木県	25	14	11	0	
10	群馬県	27	15	11	1	
11	埼玉県	102	45	49	8	
12	千葉県	100	43	51	6	
13	東京都	166	71	84	11	
14	神奈川県	111	32	70	9	
15	新潟県	46	14	31	1	
16	富山県	23	11	10	2	
17	石川県	18	8	8	2	
18	福井県	7	5	2	0	
19	山梨県	22	12	7	3	
20	長野県	53	23	24	6	
21	岐阜県	44	14	30	0	
22	静岡県	55	32	21	2	
23	愛知県	67	36	27	4	
24	三重県	26	13	11	2	
25	滋賀県	17	6	10	1	
26	京都府	35	12	21	2	
27	大阪府	79	45	33	1	
28	兵庫県	65	31	32	2	
29	奈良県	23	16	5	2	
30	和歌山県	25	18	6	1	
31	鳥取県	11	5	6	0	
32	島根県	32	18	11	3	
33	岡山県	40	18	20	2	
34	広島県	125	62	59	4	
35	山口県	38	30	8	0	
36	徳島県	11	6	5	0	
37	香川県	10	4	5	1	
38	愛媛県	41	18	17	6	
39	高知県	32	12	19	1	
40	福岡県	77	44	31	2	
41	佐賀県	12	5	7	0	
42	長崎県	22	11	9	2	
43	熊本県	26	18	8	0	
44	大分県	25	6	18	1	
45	宮崎県	24	17	7	0	
46	鹿児島県	42	24	17	1	
47	沖縄県	20	3	16	1	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		2,151	993	1,027	131	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)

第16 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5カ年)

平成27年1月末現在

No.	都道府県名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
1	北海道	2	3		4	3	12
2	青森		2				2
3	岩手		2		2	1	5
4	宮城			1	2	2	5
5	秋田	1			1		2
6	山形		1	1			2
7	福島	1			2	1	4
8	茨城	1	1		2	2	6
9	栃木	2			1		3
10	群馬				1	1	2
11	埼玉	3		2		3	8
12	千葉	1	1	2	1	1	6
13	東京	2	2	4	9	5	22
14	神奈川	2	2		2	1	7
15	新潟				1		1
16	富山	2		1			3
17	石川	1	1				2
18	福井					1	1
19	山梨	1				1	2
20	長野			1	2	1	4
21	岐阜				2	1	3
22	静岡	3		1	2	1	7
23	愛知	5	1	2	1	1	10
24	三重						0
25	滋賀						0
26	京都	1			1	1	3
27	大阪	5	1		1	4	11
28	兵庫	2	3	1		1	7
29	奈良				1	2	3
30	和歌山	2			3		5
31	鳥取			1	1	1	3
32	島根	2	1	2	1		6
33	岡山	1		1			2
34	広島	5	2		6	3	16
35	山口		5	2		1	8
36	徳島	1	1			1	3
37	香川				1		1
38	愛媛	1		1	3	2	7
39	高知				1	2	3
40	福岡	6		2		4	12
41	佐賀				2		2
42	長崎			3	1	1	5
43	熊本		3		2	2	7
44	大分		1			1	2
45	宮崎	2	1			2	5
46	鹿児島	1		2			3
47	沖縄	1					1
99	日本国外	1					1
計		58	34	30	59	54	235

注1: 国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第17 国内の民間建立慰霊碑調査について

	慰霊碑数	管理状況			備考
		管理良好	管理不良	不明	
1 北海道	183	107	11	65	
2 青森県	165	47	5	113	
3 岩手県	314	170	24	120	
4 宮城県	351	290	20	41	
5 秋田県	465	184	7	274	
6 山形県	382	37	0	345	
7 福島県	474	0	0	474	
8 茨城県	249	214	24	11	
9 栃木県	125	107	16	2	
10 群馬県	217	126	2	89	
11 埼玉県	188	122	5	61	
12 千葉県	342	217	20	105	
13 東京都	310	106	1	203	
14 神奈川県	298	122	1	175	
15 新潟県	410	260	32	118	
16 富山県	299	200	7	92	
17 石川県	251	0	0	251	
18 福井県	263	0	0	263	
19 山梨県	131	59	2	70	
20 長野県	176	67	2	107	
21 岐阜県	458	241	3	214	
22 静岡県	703	295	343	65	
23 愛知県	513	320	15	178	
24 三重県	164	56	7	101	
25 滋賀県	446	444	0	2	
26 京都府	206	160	8	38	
27 大阪府	184	135	10	39	
28 兵庫県	486	319	11	156	
29 奈良県	246	139	8	99	
30 和歌山県	245	112	8	125	
31 鳥取県	89	80	6	3	
32 島根県	327	68	8	251	
33 岡山県	248	162	6	80	
34 広島県	393	227	19	147	
35 山口県	226	165	9	52	
36 徳島県	96	66	6	24	
37 香川県	376	166	3	207	
38 愛媛県	304	242	7	55	
39 高知県	193	174	11	8	
40 福岡県	361	289	34	38	
41 佐賀県	225	130	11	84	
42 長崎県	182	182	0	0	
43 熊本県	122	75	7	40	
44 大分県	157	135	13	9	
45 宮崎県	132	109	0	23	
46 鹿児島県	178	128	2	48	
47 沖縄県	321	0	0	321	
合計	13,174	7,054	734	5,386	

(注) 本件数については、各都道府県管内の民間建立戦没者慰霊碑の状況調査結果を集計したものである。

第18 平成27年度の援護年金額

I 障害年金の額（平成26年度と同額を予定）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成27年4月からの額	現行額	平成27年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	同額予定	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	同額予定
第1項症	5,723,000円	同額予定	4,363,000円	同額予定
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	同額予定	1,428,200円	同額予定
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成27年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	同額予定
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	同額予定

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成27年4月からの額
特別項症	270,000円	同額予定
第1項症	210,000円	同額予定
第2項症		

II 障害一時金の額（平成26年度と同額を予定）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成27年4月からの額	現行額	平成27年4月からの額
第1款症	6,088,000円	同額予定	4,640,900円	同額予定
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額（平成26年度と同額を予定）

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成27年4月からの額	現行額	平成27年4月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	同額予定	72,000円	同額予定
特例遺族年金・給与金 平病死遺族年金・給与金	1,573,500円		56,400円	
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上 ・勤務関連傷病第2款症以下	557,600円		-	-
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡 ・勤務関連傷病併発死亡	456,400円		-	-
	456,400円		-	-
	335,000円		-	-

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成27年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	同額予定	昭和28年法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	同額予定	

※(例) 死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることになる内縁の妻。

第19 戦没者等の妻に対する特別給付金に係る
制度案内送付者の状況

居住地 都道府県	恩 給	援護年金	A 合 計	B うち国債の記号が特定できた者 (平成27年1月現在)	A-B
北海道	6		6	5	1
青森	15		15	8	7
岩手	12	1	13	5	8
宮城	42	11	53	31	22
秋田	3		3	1	2
山形	14		14	14	0
福島	29	2	31	13	18
茨城	51	13	64	25	39
栃木	18	5	23	8	15
群馬	17	2	19	18	1
埼玉	79	8	87	47	40
千葉	72	8	80	35	45
東京	175	17	192	78	114
神奈川	118	9	127	68	59
新潟	18	4	22	14	8
富山	8	1	9	4	5
石川	11	3	14	2	12
福井	9	5	14	1	13
山梨	10	3	13	2	11
長野	36	6	42	20	22
岐阜	40	11	51	12	39
静岡	46	5	51	22	29
愛知	83	10	93	47	46
三重	25	6	31	6	25
滋賀	22	1	23	9	14
京都	40	5	45	19	26
大阪	147	18	165	80	85
兵庫	80	17	97	31	66
奈良	18	1	19	2	17
和歌山	17	2	19	5	14
鳥取	3	1	4	4	0
岡山	20	8	28	21	7
広島	43	10	53	19	34
山口	18		18	6	12
徳島	18	3	21	17	4
香川	14		14	2	12
愛媛	27	5	32	15	17
高知	12	2	14	8	6
福岡	97	12	109	27	82
佐賀	22	3	25	9	16
長崎	26	16	42	18	24
熊本	37	6	43	25	18
大分	27	2	29	16	13
宮崎	25	1	26	11	15
鹿児島	48	3	51	27	24
沖縄	6	4	10	1	9
総計	1704	250	1954	858	1096

第20 戦没者等の妻に対する特別給付金未請求者の状況

居住地 都道府県	恩給受給者の 未請求者数	援護年金受給者の 未請求者数	合計
北海道	64	9	73
青森	18	4	22
岩手	33	3	36
宮城	55	4	59
秋田	5	—	5
山形	12	2	14
福島	29	4	33
茨城	22	2	24
栃木	40	2	42
群馬	34	5	39
埼玉	91	7	98
千葉	106	3	109
東京	239	25	264
神奈川	152	21	173
新潟	55	2	57
富山	24	—	24
石川	41	11	52
福井	35	3	38
山梨	23	1	24
長野	65	8	73
岐阜	48	5	53
静岡	58	8	66
愛知	160	14	174
三重	55	3	58
滋賀	34	3	37
京都	62	1	63
大阪	166	20	186
兵庫	104	18	122
奈良	30	6	36
和歌山	26	2	28
鳥取	32	9	41
島根	37	4	41
岡山	71	13	84
広島	90	16	106
山口	38	4	42
徳島	24	7	31
香川	34	7	41
愛媛	34	7	41
高知	42	10	52
福岡	155	16	171
佐賀	31	5	36
長崎	39	18	57
熊本	51	3	54
大分	41	2	43
宮崎	40	2	42
鹿児島	65	9	74
沖縄	77	32	109
海外	7	1	8
合計	2,794	361	3,155

※ 本表は未請求者の居住地都道府県で整理。なお、各都道府県に送付した未請求者リストにおいては、未請求者と相続人等の居住地都道府県が異なる場合は、相続人等の居住地都道府県のリストにも掲載。

第21 都道府県別援護年金受給者数

平成27年1月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	18	95	31	144
青森	4	54	11	69
岩手	14	89	12	115
宮城	18	107	21	146
秋田	2	43	5	50
山形	6	45	9	60
福島	13	73	20	106
茨城	12	66	23	101
栃木	7	51	11	69
群馬	3	50	12	65
埼玉	16	100	33	149
千葉	15	128	30	173
東京	50	214	62	326
神奈川	22	157	43	222
新潟	9	116	23	148
富山	5	39	9	53
石川	9	83	18	110
福井	8	58	8	74
山梨	7	23	11	41
長野	17	96	21	134
岐阜	8	105	32	145
静岡	27	157	38	222
愛知	40	179	101	320
三重	19	129	23	171
滋賀	6	62	16	84
京都	10	105	37	152
大阪	34	209	50	293
兵庫	25	199	44	268
奈良	9	64	19	92
和歌山	14	65	21	100
鳥取	3	46	10	59
島根	11	75	18	104
岡山	36	138	35	209
広島	160	251	140	551
山口	36	138	52	226
徳島	5	75	10	90
香川	11	86	17	114
愛媛	20	97	27	144
高知	17	120	10	147
福岡	23	204	69	296
佐賀	7	57	18	82
長崎	42	106	105	253
熊本	26	121	37	184
大分	13	74	21	108
宮崎	11	126	41	178
鹿児島	43	219	59	321
沖縄	399	268	860	1,527
外国居住	12	6	6	24
合計	1,322	5,168	2,329	8,819

第22 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成27年1月末現在

区分	平成24年度 迄累計	平成25年度	平成26年度 (平27.1末)	計
1. 加算改定	816,256	3	1	816,260
2. 一時恩給	696,903	86	63	697,052
3. 普通恩給	1,126,447	22	18	1,126,487
4. その他	3,157,742	38	31	3,157,811
計	5,797,348	149	113	5,797,610

※

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定をいう。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給（一時扶助料を含む）をいう。

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給（普通扶助料を含む）をいう。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給をいう。

(2) 各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成27年1月末現在

区分	一時恩給 進達件数			その他 進達件数			
	県別	24年度	25年度	26年度 (H27.1末)	24年度	25年度	26年度 (H27.1末)
1	北海道	7	3	3	5	2	
2	青森	2	1	2		1	
3	岩手					1	
4	宮城	1			3	1	
5	秋田		2	1		1	
6	山形	3	1			1	
7	福島	4	6	2		1	
8	茨城	3		1	1	1	
9	栃木	1	2	1			
10	群馬		3	1		1	
11	埼玉	2		1	1	2	
12	千葉	1	3	2	1		
13	東京	11	12	5	4	1	
14	神奈川		2	2	1	1	
15	新潟	2	3	2	2	1	
16	富山		2				
17	石川	1		1	1		
18	福井	1					
19	山梨	43	7	2		1	
20	長野	5	4	2	2	2	
21	岐阜						
22	静岡	2	2	3	1	1	
23	愛知	4	5	4		2	
24	三重	2	1		1	2	
25	滋賀	1		1			
26	京都	1	2	3	1	1	
27	大阪	10	3	6	1	1	
28	兵庫	6	3		2	1	
29	奈良		1		1		
30	和歌山	1	2	2	1		
31	鳥取		3				
32	島根		1				
33	岡山			1			
34	広島	2	1	2	1	1	
35	山口	4				1	
36	徳島	2	1			2	
37	香川	2	2	3	2	4	
38	愛媛	1	2	1	5	2	
39	高知	2	1	2	1	3	
40	福岡	3	5	4	6		
41	佐賀	1	3	1			
42	長崎	5	1		1	2	
43	熊本	1		2	1		
44	大分			3	1	3	
45	宮崎		1	1	2	2	
46	鹿児島	5	6	4	2	2	
47	沖縄	1					
合計		143	97	71	51	45	38
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の件数を表したものである。 2 一時恩給には、一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。						

第23 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

- 旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。
- これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5カ年で、電子化を図った上で、原本は、原則として、国立公文書館へ移管することとしている。

（平成23年度から5カ年計画で移管）

厚生労働省

戦没者等援護関係資料
（留守名簿、履歴原表、死亡者連名簿等）

国立公文書館

- 電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

- 移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存
- 利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開

第24 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳（平成27年1月末現在）

（単位：人）

身 分 地 域		軍 人 軍 属		一 般 邦 人	合 計
		陸 軍	海 軍		
旧 ソ 連	旧ソ連(本土)	1		* 5	6
	樺太			* 36	36
中 国		10		* 205	215
北 朝 鮮				35	35
そ の 他 南 方 等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	フィリピン				
	マリアナ諸島			1	1
	韓国			5	5
合 計		12		287	299

（注）*印は中国残留邦人等支援室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次（最終消息）別内訳（平成27年1月末現在）

（単位：人）

地 域	資料年次	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平成 18年の間に 最終生存資料の ある者	平成19年以降 に最終生存資料 のある者	合 計
		旧 ソ 連	8	34	
中 国	166	46	3	215	
北 朝 鮮	1	31	3	35	
そ の 他 (南方等)	7	0	0	7	
合 計	182	111	6	299	

第25 旧ソ連抑留者登録カード等による抑留中死亡者特定数(平成26年度)

平成27年1月31日現在

都道府県	特定数
北海道	41
青森	17
岩手	18
宮城	12
秋田	32
山形	37
福島	18
茨城	15
栃木	21
群馬	19
埼玉	26
千葉	24
東京	60
神奈川	23
新潟	23
富山	6
石川	5
福井	13
山梨	9
長野	34
岐阜	18
静岡	24
愛知	23
三重	12
滋賀	3
京都	14
大阪	32
兵庫	24
奈良	8
和歌山	15
鳥取	5
島根	18
岡山	8
広島	29
山口	27
徳島	10
香川	12
愛媛	17
高知	19
福岡	33
佐賀	13
長崎	19
熊本	23
大分	16
宮崎	16
鹿児島	29
沖縄	2
合計	922